

入間市地区センター整備計画の策定について

令和3年9月に入間市地区センター整備計画（素案）を取りまとめ、素案を基に次のとおり関係団体から意見を聴取しました。その意見を踏まえ、入間市地区センター整備計画を策定しました。

1 意見聴取の概要

実施期間：令和3年9月～12月

対象団体：① 公民館運営審議会（各館運営委員含む）

② 社会教育委員

③ 区長会（区・自治会長及び役員）

④ 民生委員児童委員協議会

⑤ 地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営協議会

⑥ 公民館利用団体

実施方法：説明動画の配信及び質問書・意見書の二段階で聴取

提出状況

| 団 体 | 通数 | 件数 |
|------------------------------|-----|-----|
| ①公民館運営審議会（各館運営委員含む） | 12 | 39 |
| ②社会教育委員 | 9 | 32 |
| ③区長会（区・自治会長及び役員） | 20 | 39 |
| ④民生委員児童委員協議会 | 8 | 21 |
| ⑤地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営協議会 | 5 | 14 |
| ⑥公民館利用団体 | 71 | 152 |
| ⑦その他 | 6 | 19 |
| 計 | 130 | 316 |

2 意見の概要

| 内 容 （ 主な意見 ） | 件数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ①地区センター化への賛否や計画書の記述に関すること 住みよいまちづくりを進めてほしい/地区センター化の目的・利点が不明 /（現行施設との違い、語句の意味等）記載内容がわかりづらい/等 | 35 |
| ②市民サービス（行政手続・施設利用・相談対応等）に関すること 祝日の開館希望/収納業務の継続要望/豊岡地区に支所機能は不要ではないか/ たらい回しにならない適切な相談対応を/等 | 52 |

| 内 容 (主な意見) | 件数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ③地域づくりに関すること 学区や機能ごとの対象区域等の区割りの一元化/住民目線での検討や 地元との協議を/自治会支援等、コミュニティ推進策への期待/等 | 29 |
| ④施設整備（移転・改修・包括移設・駐車場等）に関すること 地域包括支援センター移転に関する懸念/駐車場整備/各施設の移転先や 施設改修・修繕に関する具体的要望/等 | 61 |
| ⑤4公民館の分館化に関すること 分館を廃止しないでほしい/分館での予約や利用料金受領の対応/ 分館廃止後の交通手段の確保/等 | 57 |
| ⑥防災に関すること 備蓄品の配備状況を知りたい/水害時の対応に関する懸念/等 | 22 |
| ⑦職員配置・体制に関すること 適切な職員数の確保/有能な職員・専門職の配置や研修等の実施/等 | 27 |
| ⑧進め方に関すること 説明会の実施/地域住民や利用者の声聞きながら丁寧に進めてほしい/等 | 24 |
| ⑨その他（地区センター整備と関連のない意見） | 9 |
| 計 | 316 |

3 スケジュール

| | |
|-------------------|-----------------------------------------------|
| 令和4年4月 | 地域振興課設置・地区センター整備計画策定 |
| 令和4年7月～ | 関係団体への説明会 |
| 令和4年7月～ 令和5年2月 | 地域包括支援センター複合化工事 (扇町屋公民館・金子公民館・宮寺公民館・藤沢公民館) |
| 令和4年9月 | 地区センター設置条例上程・関係例規の改正 |
| 令和5年1月頃 | 利用団体向け説明会・市民周知（広報等） |
| 令和5年3月 | 地域包括支援センター移設 |
| 令和5年4月 | 地区センター設置 |

入間市地区センター整備計画



入間市マスコットキャラクター「いるティー」

令和4年4月

入間市

目 次

第1章 計画の趣旨

| | | |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 地区センター整備の背景 | 1 |
| | (1) 入間市の現状・課題 | |
| | (2) これからのまちづくり | |
| | (3) 公共施設マネジメント | |
| | (4) SDG s (持続可能な開発目標) 達成に向けて | |
| 2 | 本計画の位置づけ | 3 |
| 3 | 地区センターの目的 | 4 |
| | (1) 市民サービスの維持・充実 | |
| | (2) 地域づくりの推進 | |
| | (3) 市民協働・市民参画の推進 | |

第2章 整備の方向性

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 施設整備の基本的な考え方 | 5 |
| 2 | 地区センター整備の時期 | 6 |
| 3 | 地区センターの名称及び所在地 | 7 |
| 4 | 地区センターの概要 | 7 |
| 5 | 地区センターの開館日・受付時間 | 10 |
| 6 | 施設整備に向けた課題 | 10 |
| 7 | 地区センターの組織 | 11 |
| 8 | 地区センター移行に向けたスケジュール | 13 |

第3章 地域振興課及び各地区センターの機能整備

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 地域振興課 | 14 |
| 2 | 豊岡第一地区センター | 15 |

| | | |
|----|--------------|----|
| 3 | 豊岡第二地区センター | 19 |
| 4 | 豊岡第三地区センター | 22 |
| 5 | 東金子地区センター | 26 |
| 6 | 金子地区センター | 29 |
| 7 | 宮寺・二本木地区センター | 33 |
| 8 | 藤沢第一地区センター | 37 |
| 9 | 藤沢第二地区センター | 41 |
| 10 | 西武地区センター | 44 |

資料 入間市公共施設マネジメント事業計画（平成 31（2019）年 3 月策定）抜粋・・・47

第1章 計画の趣旨

1 地区センター整備の背景

(1) 入間市の現状・課題

近年、本市の人口は微減の状況が続き、少子化・高齢化の進行も顕著になっています。社会保障費の増加により厳しい財政運営が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮すると、市財政はより一層厳しさを増すことが見込まれます。

市民生活においても少子化・高齢化の影響は大きく、地域コミュニティの中心である自治会は加入者の減少や担い手の高齢化により、これまでの活動を維持していくことが難しくなっています。また、各地区公民館を拠点として行われている社会教育においても、これまで地域活動の中心であった子ども会や婦人会等の活動が衰退しつつあり、地域における連帯感が希薄化している中で、地域づくり・地域を担う人づくりや次代を担う若年層に焦点を当てた取組が求められています。

国内では、AIやロボットなどの先端技術を取り入れてサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合し、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新しい社会「Society 5.0」の実現を目指すことが提唱されています。本市においても、健全な財政運営のため行政の効率化を図るうえで、デジタル化・オンライン化等の推進は欠かせませんが、その反面、高齢者と現役世代の間における情報格差の解消についても対策を講じる必要があります。

防災の面では、東日本大震災以降、自然災害に対する市民の関心が高まっており、さらに近年は台風等の風水害が多発していることから、災害への備えを強化していく必要があります。また、子どもから高齢者までが生き生きと暮らせるまちづくりを進めるために、地域社会に見合った形で健康生活の支援を図ること、福祉サービスにおいては、支援を必要としている人に適切な支援が届くような体制の構築とともに、誰もが自立した生活を継続できるよう地域におけるささえ合いや交流活動を推進していくことが望まれます。

※Society 5.0：国が提唱する未来社会のコンセプトであり、様々なモノがインターネットを介してつながることで、知識や情報が共有化され、新たな価値を見出し、様々な課題や困難を克服していく社会を実現していくことです。

(2) これからのまちづくり

本市では、平成13年の「元気な入間」都市宣言と、この都市宣言の理念に基づき平成16年に制定した「元気な入間まちづくり基本条例」のもと、市民と市との協働によるまちづくりを進めています。複雑多岐にわたる地域課題の解決を図り、住みよいまちの実現を目指すうえで、この「協働」の推進は欠かすことの

できない要素であり、今後もより一層の推進が求められます。

市というひとつの大きな枠組みだけでなく、地域単位でのまちづくりの取組として、それぞれの地域がその地域における課題の解決を図る体制を強化していく必要があります。誰もが暮らしやすいまちを実現するために、様々な地域団体の活動の活性化や団体ごとの連携を図り、地域コミュニティの維持・発展・再構築を支援するとともに、地域住民の参画を促進し、地域の実情に合ったまちづくりを進めることが、これからはさらに重要になっていきます。

※「協働」とは、入間市協働ガイドライン（平成28年1月改定版）において「市民と市が自分たちの知恵と工夫で住みよいまちをつくるという目的を共有し、互いの立場や特性を活かしながら、協力して取り組むこと」としています。

（3）公共施設マネジメント

市で所有する公共施設の多くは昭和40年代後半から60年代までの人口急増期に整備されたもので、老朽化が進み、寿命を迎えつつあります。また、施設を建設した時とは社会状況も市民ニーズも変わってきています。この状況を踏まえ、時代の変化に対応した行政サービスを継続的に提供すること、今後の財政状況も踏まえた持続可能なまちづくりを実現し、将来世代に負担を先送りしないことを目的とし、市では公共施設マネジメントに取り組んでいます。

この取組の推進に向けて、平成31年3月に策定した「入間市公共施設マネジメント事業計画」において、市民ニーズの変化に合わせて公共施設の機能・役割の見直しを行うこと、社会情勢や時代の変化に合わせて公共施設の保有量を適正化すること等を公共施設マネジメントの目的として掲げ、「統廃合により施設の再設置を進めるとともに、原則として地区センターを地域の拠点として複合化・多機能化を図る」という方針を示しています。

（4）SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けて

2030年までに達成を目指す国際目標として、「SDGs（持続可能な開発目標）」が設定され、自治体レベルでも目標達成に取り組むことが求められています。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために掲げられており、格差や貧困の撲滅、地球環境や資源の保全、目標達成のためのパートナーシップの活性化など、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

地区センターの整備は、SDGsの以下のゴールの達成に貢献するものと考えています。



※「SDGs」は世界規模で取り組まれている国際目標のため、本項目のみ年号を西暦で表記しています。

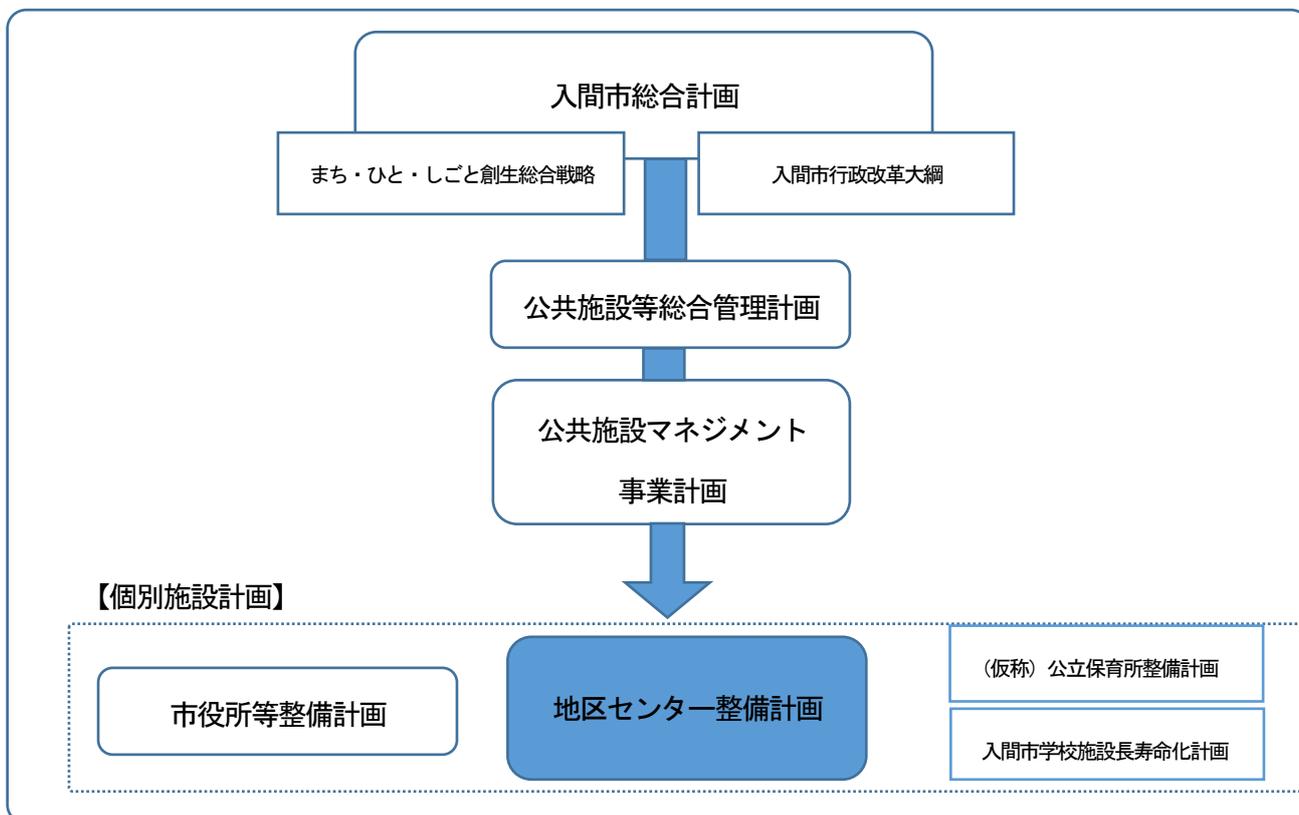
2 本計画の位置づけ

公共施設マネジメントの推進に向けて、本市では平成27年度に、施設の再整備と維持管理の方向性を「公共施設再整備計画」及び「公共施設維持管理計画」としてまとめ、基本方針と2つの計画を合わせて「公共施設等総合管理計画」として策定しました。また、平成30年度に策定した「公共施設マネジメント事業計画」では、それぞれの公共施設のサービス内容や機能の見直しを踏まえて施設の再整備・再配置に取り組み、施設の保有量や配置の適正化を進める中で、施設総量の縮減を図ることとしています。

この「公共施設マネジメント事業計画」における機能別事業計画の中で、地区センターを地域対応施設と位置付け、「9地区に1施設ずつ配置し、公民館、支所、自治振興支援、防災拠点、福祉総合相談支援窓口、地域包括支援センターといった6つの機能を備えた各地区の拠点となる施設」として、その整備方針を示しています。

本計画は、地区センターの整備にあたって、「公共施設マネジメント事業計画」における整備方針に基づき、その整備内容を具体化するものです。計画の策定にあたっては、地域単位でまちづくりを進めていくことの重要性を踏まえ、地域の拠点として地区センターが担う役割、求められるサービスや機能を十分に検討するとともに、効率的な業務運営、維持管理が行えるよう、施設及び組織の持続可能性を考慮しています。

【地区センター整備計画体系図】



3 地区センターの目的

地区センターは、支所、公民館、自治振興支援、防災拠点、福祉総合相談窓口、地域包括支援センターの6つの機能を備えた複合施設として、地域住民の利便性向上や地域福祉の発展に資することを目的に9地区に1施設ずつ配置します。地域における市民サービスの充実を図り、各地区の総合的な窓口として地域課題の解決や地域振興を図るとともに、地域住民のまちづくりへの参画を進め、これからの各地区のあるべき姿を見据えたまちづくりを進めていくことを目指します。

(1) 市民サービスの維持・充実

市民ニーズの高いサービスを提供し、市民の利用しやすさ、施設の稼働率・効率性の向上を図ります。相談対応等を充実させ、支援を必要とする人に適切な支援が届けられるよう行政サービスのアウトリーチ化を進めることで、誰もが足を運びやすく、地域の人々が自然と集まる、地域コミュニティの拠点施設としての役割を果たしていきます。

(2) 地域づくりの推進

従来の自治会活動支援に加えて、地域団体による活動の活性化や各団体間の連携を図り、地域コミュニティの維持・発展・再構築を支援していきます。また、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組に資するよう社会教育を推進し、地域づくりを担う人材の育成に努めます。少子高齢社会の多岐に渡る課題に対応するため、社会教育や自治振興、防災拠点の機能だけでなく地域福祉・地域保健等、地域に関わる様々な機能を連携させ、地域の中での交流を促進し、誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくりを進めていきます。

(3) 市民協働・市民参画の推進

「元気な入間まちづくり基本条例」に基づき、市民と市との協働のまちづくりを進めるとともに、誰もが暮らしやすいまちづくりを地域単位で進めていくために、地域住民の参画を促進し、地域の課題を地域で解決していく体制づくりに努めます。

第2章 整備の方向性

1 施設整備の基本的な考え方

(1) 地域区分

地区センター整備計画では、「公共施設マネジメント事業計画」に基づいて地域区分を9地区とし、各地域に1施設ずつ、地区センターを整備することとします。

9地区 = 豊岡第一地区、豊岡第二地区、豊岡第三地区、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区、藤沢第一地区、藤沢第二地区、西武地区



【地域区分図】

(2) 基本的な整備方向

現在13館ある地区公民館のうち、9施設を地区センターとして整備します。残る4施設については、令和10年度まで地区センター分館として運用し、会議室や活動室の提供を行います。分館は、主として現在の利用者に対する経過措置として運用するもので、令和10年度をもって、施設は原則廃止とします。

<ソフト面>

- ・基本的な機能を整理し、全ての公民館を一斉に地区センター及び地区センター分館に移行します。
- ・地区センターの設置に関する条例を制定し、地区センター及び地区センター分館を地方自治法第244条第1項に基づく公の施設とし、社会教育活動中心の利用としていた市民の利用範囲を広げ、施設利用を促進します。
- ・「人間市公民館設置及び管理条例」の併存により、社会教育関係団体の活動を維持するなど、社会教育法に基づく公民館機能を維持します。
- ・支所・公民館の機能の維持を基本に、福祉・保健を含めた地域づくり機能を強化します。また、福祉に関する相談や福祉的ネットワーク形成に向けた連携を強化するため、各地区に地域包括支援センターを設置します。

<ハード面>

- ・既存施設の活用を原則とし、事務所の統合により、人員及びスペースの効率化を図ります。
- ・地区公民館のうち9施設は6つの機能を備えた地区センターとして稼働します。残る4施設は、令和10年度まで現状の施設を維持し、同一地区の地区センター分館として会議室や活動室の提供を行います。
- ・同一施設内に6機能を集約することを基本としますが、地域包括支援センターが同一施設内に整備できない場合は、同一敷地内または近隣への整備を想定しています。
- ・各施設の改修及び更新については、「公共施設マネジメント事業計画」に基づいて順次行っていきます。

2 地区センター整備の時期

令和5年4月から、現在の地区公民館の組織を一斉に地区センターへと移行し、地区公民館9施設について、6つの機能を備えた施設とします。一部の地区センターについては、移行時には地域包括支援センターが同一建物内に集約されませんが、各機能間の連携に配慮し、公共施設マネジメント事業計画に基づく施設改修と連動して、将来的にはすべての機能を地区センターが担うように整備していきます。

地区センターの機能を備えない地区公民館4施設については、令和10年度まで、市民の活動の場を確保するため、地区センター分館として会議室や活動室の提供を行います。

3 地区センターの名称及び所在地

地区センターとなる施設の名称及び所在地は次のとおりです。

| 地区名 | 施設名 | 既存施設名 | 所在地 |
|----------------------------|--------------|---------|--------------|
| 豊岡第一地区 (扇町屋・扇台・久保稲荷・豊岡) | 豊岡第一地区センター | 扇町屋公民館 | 扇町屋1丁目9番34号 |
| | 分館 | 久保稲荷公民館 | 久保稲荷3丁目9番地3 |
| 豊岡第二地区 (向陽台・東町) | 豊岡第二地区センター | 東町公民館 | 東町3丁目1番35号 |
| 豊岡第三地区 (黒須・高倉) | 豊岡第三地区センター | 黒須公民館 | 黒須2丁目3番13号 |
| | 分館 | 高倉公民館 | 高倉4丁目6番20号 |
| 東金子地区 | 東金子地区センター | 東金子公民館 | 大字小谷田77番地3 |
| 金子地区 | 金子地区センター | 金子公民館 | 大字寺竹535番地1 |
| 宮寺・二本木地区 | 宮寺・二本木地区センター | 宮寺公民館 | 宮寺2405番地1 |
| | 分館 | 二本木公民館 | 二本木256-1 |
| 藤沢第一地区 (上藤沢・下藤沢) | 藤沢第一地区センター | 藤沢公民館 | 大字下藤沢846番地1 |
| | 分館 | 藤の台公民館 | 大字上藤沢406番地31 |
| 藤沢第二地区 (東藤沢) | 藤沢第二地区センター | 東藤沢公民館 | 東藤沢3丁目19番19号 |
| 西武地区 | 西武地区センター | 西武公民館 | 大字野田496番地 |

4 地区センターの概要

地区センターは、地域の拠点施設として9地区に1施設ずつ配置します。地域における総合窓口として、また地域コミュニティの拠点として、地域の方が気軽に利用できる環境を整え、日常的な行政手続を可能にするとともに、各専門部署への適切な橋渡しを行います。地区センター分館は、貸館機能のみを基本とし、最寄りの地区センターの管理下とすることで、利用団体の支援を継続していきます。

地区センター9施設のうち、従来の支所と公民館が併設している5施設において、個別に窓口を設定していた「行政サービスの提供」と「社会教育の推進にかかる業務」については、担当する窓口を整理することで業務効率を向上させ、地域団体を支援する機能の強化を図ります。また、従来支所が併設されていなかった4施設は、行政手続きや本庁との取次事務等のサービスを新たに提供します。

地区センターは、行政事務所、地域包括支援センター、会議室等で構成し、施設内に設置する行政事務所が施設全体を管理、統括します。

地域住民の日常生活を支援するために、地区センターには、①支所機能、②公民館機能、③自治振興支援機能、④防災拠点機能、⑤福祉総合相談窓口機能、⑥地域包括支援センターの6つの機能を備えます。

6つの機能の概要は以下のとおりです。

①支所機能

- ・これまで支所が担ってきた行政手続（証明交付・届出・等）のうち、市税等の収納業務以外のサービスを提供します。

※ただし、現在支所を設置している、金子・東金子・宮寺二本木・藤沢第一・西武の各地区センターにおいては、地区センター移行時は収納業務を継続する予定です。

- ・ICTを活用した本庁との連絡体制を整備し、各種行政相談に対応します。

※ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology の略）。メールやチャット、SNS等の活用や、通信販売、インターネットの検索等、通信技術を使って、人とインターネットや、人と人がつながる技術のこと。

- ・主な受付業務は以下のとおりです。

《各種届出・証明書の交付》

住民票・戸籍等の証明書の交付

住民異動届出（転入・転出等）

戸籍届出（出生・死亡等）

埋火葬許可・市営葬申し込み

印鑑登録

個人番号カード（交付申請書発行・電子証明書更新受付）

国民健康保険・国民年金の加入・脱退の届出

市税関係の証明

《その他》

広報等の配布・周知

入間市コミュニティバス特別乗車証の発行

本庁への取り次ぎ（国民健康保険や福祉関係の申請案内・受領）

②公民館機能

- ・「入間市公民館基本計画」の理念に則った事業を推進します。
- ・社会教育関係団体等の利用に供する貸出施設（会議室等）については、「入間市公民館設置及び管理条例」により社会教育施設として位置づけ、社会教育関係団体等の優先利用を継続します。
- ・学習等供用施設の機能を有し、市民の生涯学習活動の機会や場所の提供を行います。
- ・地域における社会教育の振興を統括する担当を教育部内に設置し、各地区センターにおける社会教育活動を支援し、地域社会のニーズに即した社会教育を推進していきます。
- ・業務を担当する職員は教育委員会事務局の併任とします。
- ・対象区域の変更により施設の継続利用に影響が生じる団体については、経過措置等の配慮を検討します。

③自治振興支援機能

- ・自治会の支援や地域課題などの相談に対応し、地域コミュニティの推進を図ります。
- ・地域住民との協働のもと地域の課題解決に向けて取り組むため、地域団体間の連携を図る会議体を設置し、地域のまちづくりについて協議・検討する組織（区・自治会を中核とする地区コミュニティ会議等）の設置に向けた協議や支援を行います。

④防災拠点機能

- ・平常時には、自主防災会との連携等、地域の防災体制強化に取り組みます。
- ・発災時には、現場本部及び避難場所・避難所として機能します。

⑤福祉総合相談窓口機能

- ・福祉に関する各種相談を受け付け、令和4年4月に本庁に設置した総合相談支援室や本庁及び健康福祉センターに設置されている子育て世代包括支援センター「いるティーきっず」等と連携し、適切な相談支援につなぎます。
- ・高齢者の支援、介護保険等に関する相談については地域包括支援センターと連携して対応します。
- ・社会福祉協議会との連携を含め、地域福祉ネットワークの構築に取り組み、地域資源を活用した互助を推進します。
- ・ICTを活用した本庁との連絡体制を整備し、各種相談に対応します。

※互助：一般的にコミュニティにおける助け合いを「共助」といいますが、福祉の分野においては、コミュニティによる相互の助け合いを「互助」、社会保障制度による助け合いを「共助」としていることから、本計画内では「互助」と表記しています。

⑥地域包括支援センター

- ・介護保険に関する相談支援や、介護予防に関する支援、事業等を行います。
- ・介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面で相談支援を行います。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域を支える組織や機関と連携したネットワークづくりや、地域のケアマネージャーの指導・支援を行います。

5 地区センターの開館日・受付時間

各地区センターの開館については、次のとおりです。

(1) 地区センターの開館（豊岡第一～第三、東金子、金子、宮寺・二本木、藤沢第一～第二、西武）

| | 開館日 | 開館時間 |
|-----------|---------|------------------|
| 地区センターの開館 | 月曜日～日曜日 | 午前8時30分～午後10時00分 |
| 職員による窓口対応 | 月曜日～土曜日 | 午前8時30分～午後5時15分 |

※祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を休みとします。

※土曜日の窓口対応については、本庁との調整が必要な各種行政手続の受付はできません。

(2) 地区センター分館の開館（豊岡第一、豊岡第三、宮寺・二本木、藤沢第一）

地区センター分館は貸館機能を備え、現在の公民館と同様に、月曜日～日曜日開館とします。

| 機能 | 開館日 | 開館時間 |
|-------------|---------|------------------|
| 地区センター分館の開館 | 月曜日～日曜日 | 午前8時30分～午後10時00分 |

※祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を休みとします。

※宮寺・二本木地区センター分館（現二本木公民館）では、子育て支援拠点を開設します。ただし、子育て支援拠点を開設しない日時は、「子育て支援室」を子どもの自由な遊び場として開放します。

6 施設整備に向けた課題

地区センターの移行に向けては、支所及び公民館の機能統合を軸に、今後の本市施策において大きな課題となる地域住民によるまちづくりや地域福祉及び地域保健の推進を一体となって進めていくハード・ソフトの整備を想定しています。複合施設に求められる機能（部屋・設備機器等）を検証し、地域コミュニティの拠点として、地域の利便性の向上を図る必要があります。駐車場の確保や・施設統合に伴った公共交通の整備等に

についての検討も必要です。

7 地区センターの組織

(1) 地域振興課の設置

令和4年4月に市役所本庁市民生活部に現在の自治文化課に代わる部署として地域振興課を設置し、地区センター移行に向けた準備を進めるとともに、地区センター移行後は地区センターを統括する組織として、市担当部署と各地区センターの連携体制の充実に努めます。

地域振興課には地区センターに関わる担当として総務担当及び地域振興担当を配置し、それぞれ、以下の業務を行います。

①総務担当

- ・地区センターの事業計画や予算に関する事務などを担当し、地区センターを統括します。
- ・地区センターの施設管理に関する事務を行います。

②地域振興担当

- ・コミュニティの推進にかかる業務を行います。
- ・市民協働や市民活動の推進に関する事務を担当します。

※このほか、市民文化、国際交流に関する業務の担当として、文化交流担当が配置されています。

(2) 地区センターの組織体制

各地区センターは、地域振興課に属する施設として位置づけます。

各地区センターに、センター長1名と住民事務担当及び地域づくり担当を配置し、各担当はそれぞれ、以下の業務を行います。

①住民事務担当

- ・戸籍、住民記録及び本庁業務との連携により対応を図る業務を所管します。
- ・福祉総合相談窓口機能における相談対応や、地域包括支援センター及び本庁各所管業務の個別相談につなげるためのコーディネートを行います。

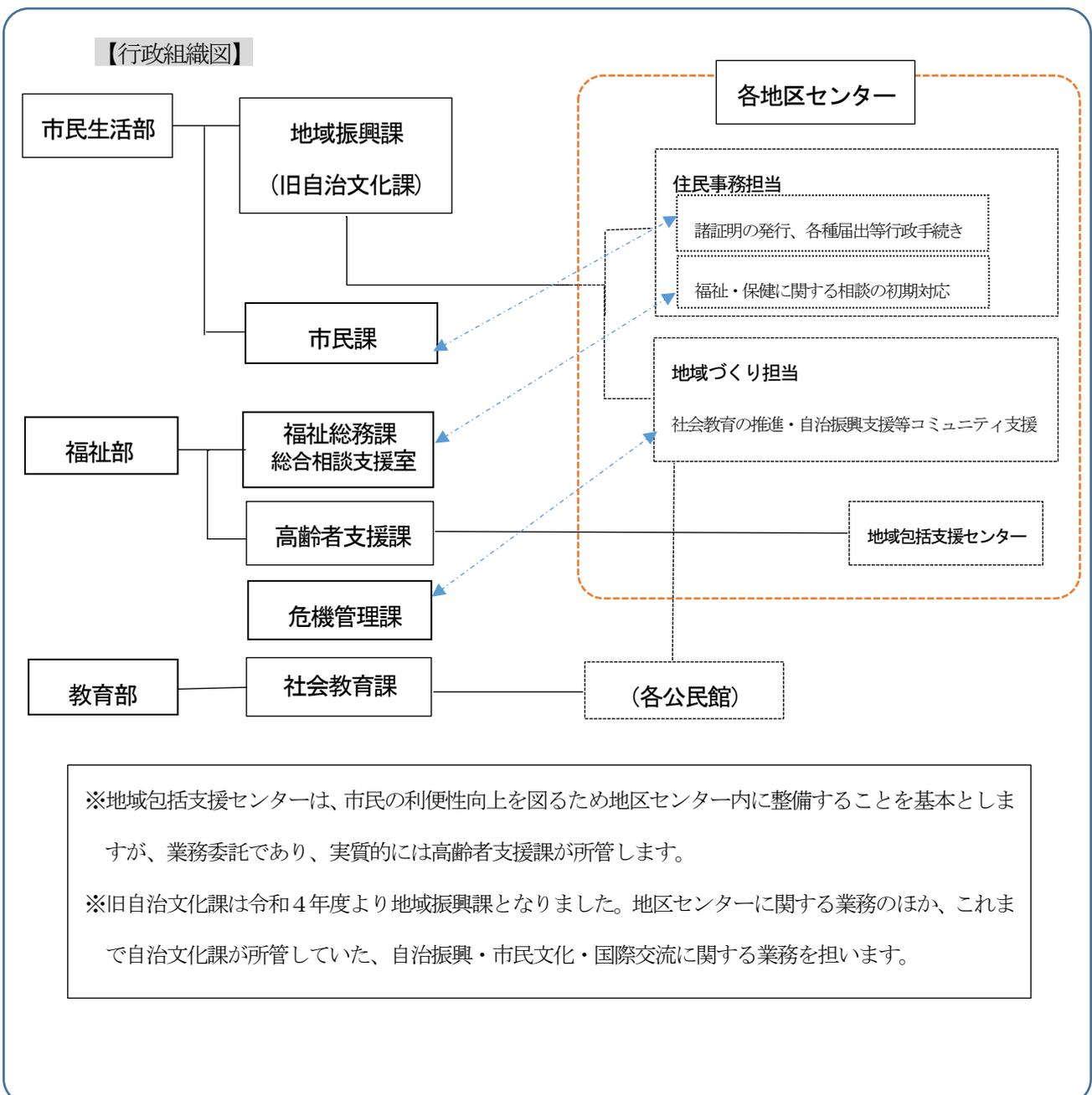
②地域づくり担当

- ・コミュニティの推進にかかる業務を所管します。
- ・社会教育、地域保健、地域福祉などの推進に向けた業務を所管します。
- ・施設の運営管理にかかる業務を所管します。

| ＜各地区センターの標準的な職員配置＞ | | | 合計 |
|--------------------|---------|-------------|----|
| センター長 1 | 住民事務担当 | リーダー 1、担当 3 | 8 |
| | 地域づくり担当 | リーダー 1、担当 2 | |

会計年度任用職員を含む人数です。配置する職員数は、地域の実情に合わせて調整します。

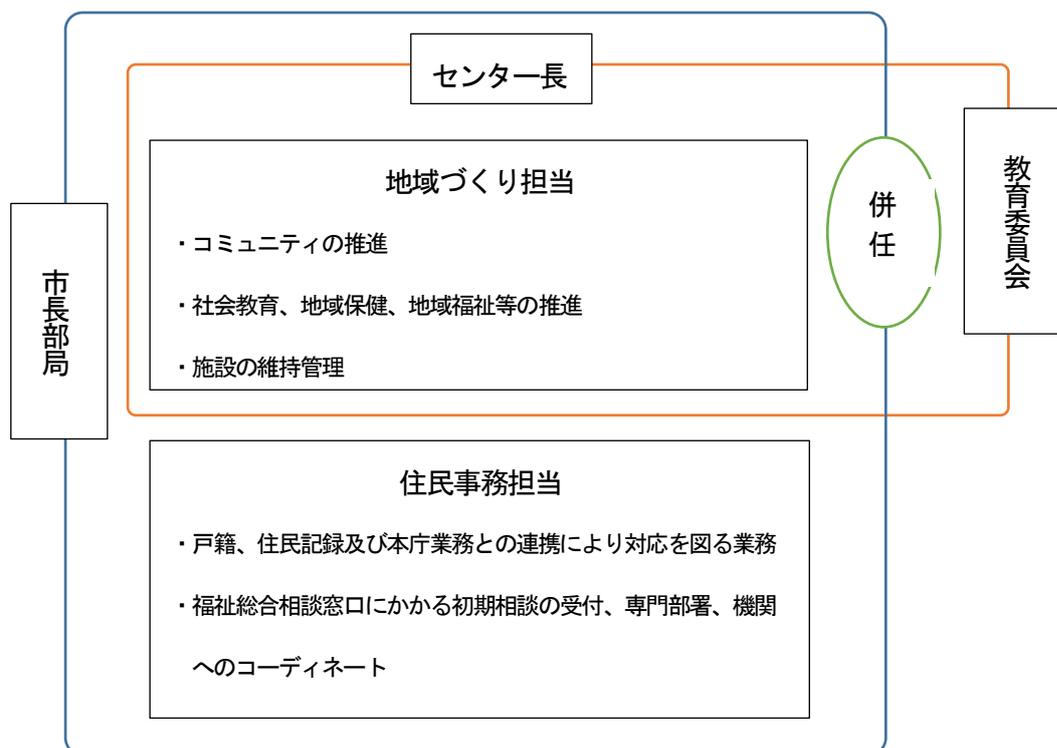
また、地区センター分館は、業務を委託することを想定しています。



(3) 地区センター職員の任命

地区センター職員（センター長及び地域づくり担当）は、市長部局と教育部局の併任とします。

【各地区センターイメージ】



8 地区センター移行に向けたスケジュール

| | |
|-------------------|-----------------------------------------------|
| 令和4年4月 | 地域振興課設置・地区センター整備計画策定 |
| 令和4年7月～ | 市民向け説明会 |
| 令和4年7月～ 令和5年2月 | 地域包括支援センター複合化工事 (扇町屋公民館・金子公民館・宮寺公民館・藤沢公民館) |
| 令和4年9月 | 地区センター設置条例上程・関係例規の改正 |
| 令和5年1月頃 | 利用団体向け説明会・市民周知(広報等) |
| 令和5年3月 | 地域包括支援センター移設 |
| 令和5年4月 | 地区センター設置 |

第3章 地域振興課及び各地区センターの機能整備

1 地域振興課

9地区に整備する地区センターの統括として、令和4年4月に市役所本庁市民生活部に地域振興課を設置し、地区センター移行に向けた準備を進めるとともに、市役所本庁と各地区センターの連携体制の充実を図ります。地域振興課は、次の業務を行います。

総務担当（令和4年度は地区センター担当として設置されています）

- ・地区センターの統括
- ・地区センターの各機能に関する総合調整（自治振興・市民活動に関する事務を除く）
- ・地区センター事業計画の立案に関する事務
- ・地区センターの予算に関する事務
- ・地区センターの運営に関する事務
- ・地区センターの施設管理に関する事務

地域振興担当（令和4年度は自治振興担当として設置されています）

- ・区長会、自治会等の活動の促進に関する事務
- ・入間市連合区長会の事務局
- ・自治意識の普及及び啓発に関する事務
- ・市民との協働の推進に関する業務
- ・市民活動センターに関する業務
- ・地域コミュニティの支援及び市民活動の推進に関する事務

文化交流担当

- ・文化行政及び市民文化の振興に関する事務
- ・芸術及び文化イベントの開催に関する事務
- ・文化施設の整備及び充実に関する事務
- ・市民会館、産業文化センター及び文化創造アトリエに関する事務
- ・市民保養所に関する事務
- ・多文化共生社会の推進に関する事務
- ・国際化の推進及び外国人支援に関する事務
- ・姉妹都市及び友好都市に関する事務

2 豊岡第一地区センター

(1) 豊岡第一地区センター（現扇町屋公民館）

【事務室】

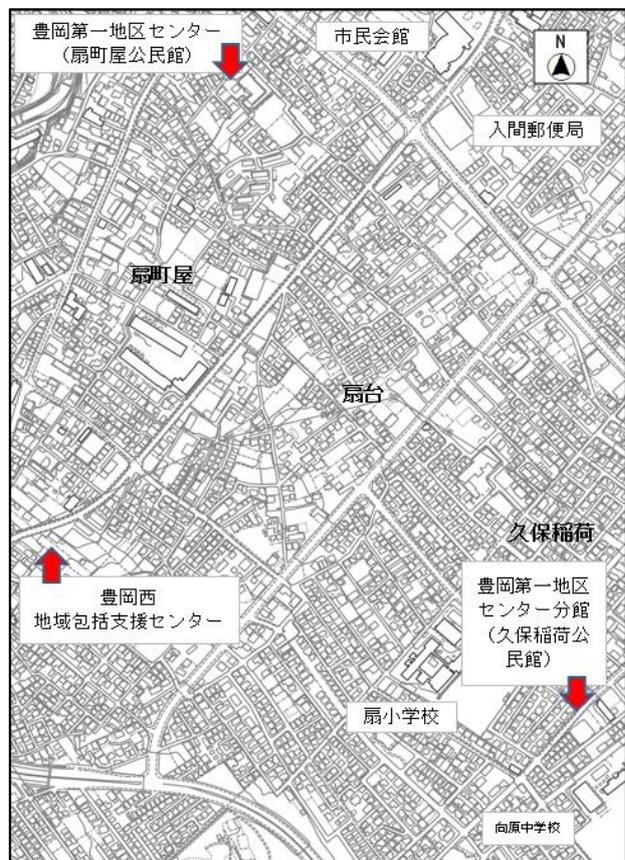
既存の事務室に住民事務・地域づくり担当を設置します。

【地域包括支援センター】

豊岡第一地区センター内に移設します。

【基本とする対象区域】

扇町屋、扇台、久保稲荷、豊岡、善蔵新田

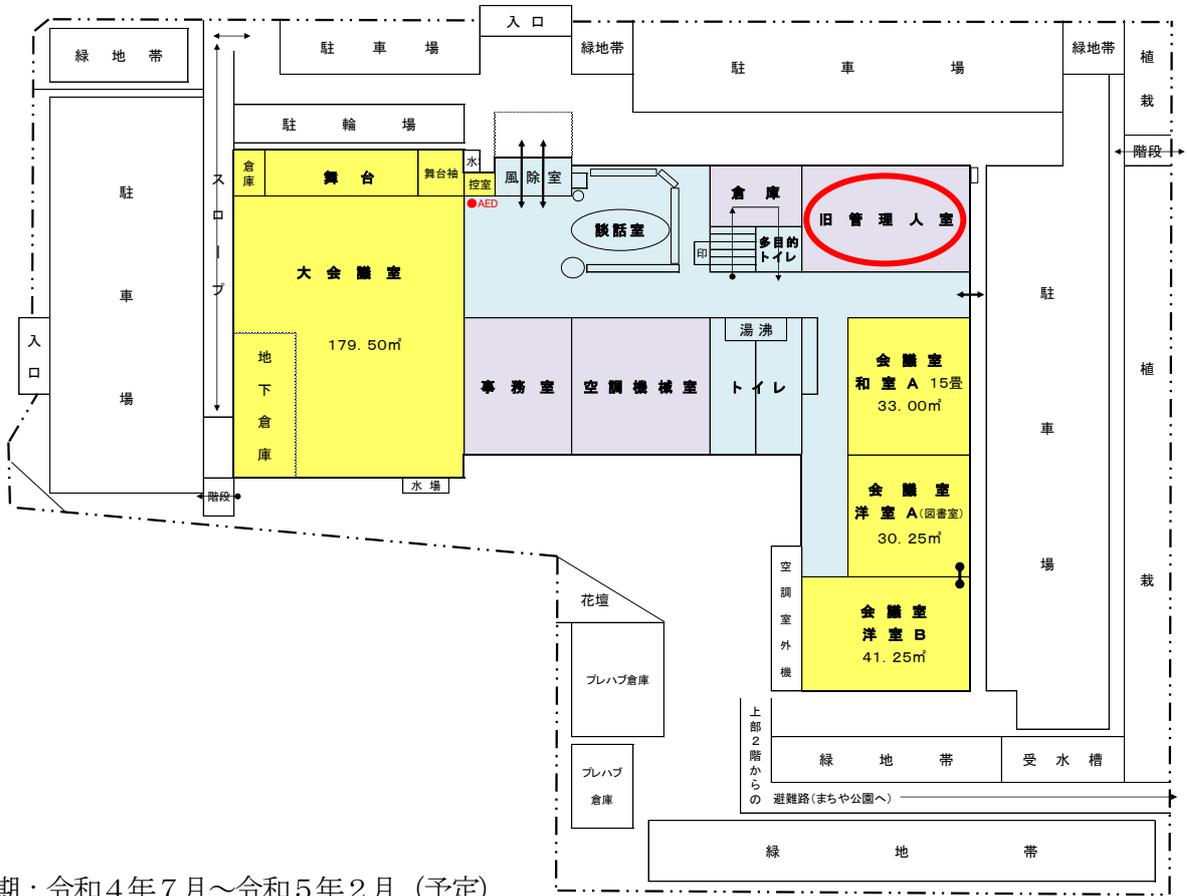


～令和4年度に実施する施設改修～

公共施設マネジメント事業計画にあるとおり、同計画第3期（2039年度～2048年度）での移転新設を基本とし、当面の間は現行施設を活用して地区センター業務を行います。現在公民館とは別の場所に設置されている「豊岡西地域包括支援センター」を移設するため、令和4年度に旧管理人室を改修します。

扇町屋公民館平面図

1階平面図



工期：令和4年7月～令和5年2月（予定）

【現行施設との違い】

| 扇町屋公民館の取扱事務 | 地区センター移行後 |
|----------------------|--------------------------------------|
| 社会教育事業の推進・施設利用に関すること | ①支所機能 各種証明書の発行、届出の受付 |
| | ②公民館機能 現在の業務を継続 |
| | ③自治振興支援機能 地域コミュニティの支援（豊岡地区区長会事務局） |
| | ④防災拠点機能 災害時の現場本部 |
| | ⑤福祉総合相談窓口 各種福祉相談への対応 |
| | ⑥地域包括支援センター 高齢者の相談支援 |

【各機能における業務内容】

①支所機能

- ・住民異動、戸籍、国民年金、国民健康保険の加入・脱退等、各種届出の受付を行います。
- ・各種証明書（税務関係を含む）を発行します。
- ・各種申請書の受領や記入のサポートを行います。

対象区域：全ての来所者に対応

②公民館機能

- ・地域を対象とした講座などの事業の企画及び実施に関する事務を行います。
- ・社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整を行います。

③自治振興支援機能

- ・自治意識の醸成及び高揚を図ります。
- ・区長会、自治会、衛生自治会等の活動の促進に関する事務を行います。
- ・豊岡地区区長会の事務局を担います。
- ・地域コミュニティの支援及び市民活動の推進に関する事務を行います。
- ・地域団体間の連携を図るための会議体の設置を想定しています。

対象区域：

(1)豊岡地区区長会事務局として豊岡地区全般

(2)自治会支援として豊岡中央の区・自治会

扇町屋第一区、扇町屋第二区、豊岡第三区、向原団地自治会、霞川団地自治会、入間豊岡団地自治会、入間扇町屋第一住宅自治会、入間扇町屋第三住宅自治会、入間駅前プラザ自治会、第一駅前プラザ自治会、扇町屋団地第四住宅自治会、入間扇町屋第二住宅自治会、ユアコート入間四季の丘自治会、プルミエール自治会、Uアリーナ自治会



④防災拠点機能

- ・豊岡第一現場本部の運営に関する事務を行います。
- ・避難所の運営に関する事務を行います。
- ・災害時必需品の備蓄・管理を行います。
- ・自主防災会との連携に関する事務を行います。

対象区域：全ての来所者に対応

⑤福祉総合相談窓口機能

- ・福祉に関する各種相談の初期対応を行い、本庁の総合相談支援室や、子育て世代包括支援センター「いるティーきつず」等との連携体制により、適切な相談支援につなぎます。
- ・高齢者の支援、介護保険等に関する相談については地域包括支援センターと連携して対応します。
- ・社会福祉協議会との連携を含め、地域福祉ネットワークの構築に取り組み、地域資源を活用した互助を推進します。
- ・ICTを活用した本庁との連絡体制を整備し、各種相談に対応します。

対象区域：全ての来所者に対応

⑥地域包括支援センター

- ・豊岡西地域包括支援センターの名称を「(仮称)豊岡第一地域包括支援センター」に変更し、引き続き運営を行います。
- ・福祉総合相談窓口機能との連携を図ります。

対象区域：扇町屋、扇台、大字扇町屋、大字善蔵新田、久保稻荷

【貸館】

- ・サークルなどの活動団体及び個人への会議室や活動室の使用許可に関する事務を行います。

貸出施設：大会議室、洋室 A、洋室 B、和室 A

洋室 C、洋室 D、和室 B、和室 C、料理実習室

(2) 豊岡第一地区センター 分館 (現久保稲荷公民館)

【事務室】なし

事務室は委託業者の管理室となり、入館手続や予約支援を行います。施設管理は、豊岡第一地区センター (現扇町屋公民館) が行います。



【業務内容】貸館

・サークルなどの活動団体や個人の活動の場として、会議室や活動室の提供を行います。

貸出施設：大会議室、洋室 A、料理実習室、洋室 B、和室 A、和室 B、和室 C、工作室

3 豊岡第二地区センター

(1) 豊岡第二地区センター (現東町公民館)

【事務室】

既存の事務室に住民事務・地域づくり担当を設置します。

【地域包括支援センター】

当面の間は、現在地 (入間市役所内) での運営を継続します。

地区センター内、もしくは近隣への移設について検討を継続していきます。

【基本とする対象区域】向陽台、東町



【現行施設との違い】

| 東町公民館の取扱事務 | 地区センター移行後 |
|--------------------------|--------------------------|
| | ①支所機能 各種証明書の発行、届出の受付 |
| 社会教育事業の推進・施設 利用に関すること | ②公民館機能 現在の業務を継続 |
| | ③自治振興支援機能 地域コミュニティの支援 |
| | ④防災拠点機能 災害時の現場本部 |
| | ⑤福祉総合相談窓口 各種福祉相談への対応 |

※現豊岡東地域包括支援センターは、当面の間、
市役所本庁での運営を継続

【各機能における業務内容】

①支所機能

- ・住民異動、戸籍、国民年金、国民健康保険の加入・脱退等、各種届出の受付を行います。
- ・各種証明書（税務関係を含む）を発行します。
- ・各種申請書の受領や記入のサポートを行います。

対象区域：全ての来所者に対応

②公民館機能

- ・地域を対象とした講座などの事業の企画及び実施に関する事務を行います。
- ・社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整を行います。

③自治振興支援機能

- ・自治意識の醸成及び高揚を図ります。
- ・自治会、衛生自治会等の活動の促進に関する事務を行います。
- ・地域コミュニティの支援及び市民活動の推進に関する事務を行います。
- ・地域団体間の連携を図るための会議体の設置を想定しています。

対象区域：豊岡東の区・自治会

新田自治会、中原自治会、東久保自治会、入間ヶ丘地自治会、一番村自治会、入間東町住宅区自治会、入間向陽台団地自治会



④防災拠点機能

- ・豊岡第二現場本部の運営に関する事務を行います。
- ・避難所の運営に関する事務を行います。
- ・災害時必需品の備蓄・管理を行います。
- ・自主防災会との連携に関する事務を行います。

対象区域：全ての来所者に対応

⑤福祉総合相談窓口機能

- ・福祉に関する各種相談の初期対応を行い、本庁の総合相談支援室や、子育て世代包括支援センター「いるティーきつず」等との連携体制により、適切な相談支援につなぎます。
- ・高齢者の支援、介護保険等に関する相談については地域包括支援センターと連携して対応します。
- ・社会福祉協議会との連携を含め、地域福祉ネットワークの構築に取り組み、地域資源を活用した互助を推進します。
- ・ICTを活用した本庁との連絡体制を整備し、各種相談に対応します。

対象区域：全ての来所者に対応

⑥地域包括支援センター

- ・豊岡東地域包括支援センターの名称を「(仮称)豊岡第二地域包括支援センター」に変更し、引き続き運営を行います。
- ・福祉総合相談窓口機能との連携を図ります。

対象区域：豊岡、向陽台、大字黒須、東町一丁目～四丁目、東町五丁目の一部、東町六丁目の一部、東町七丁目

【貸館】

・サークルなどの活動団体及び個人への会議室や活動室の使用許可に関する事務を行います。

貸出施設：大会議室、会議室（和室）、会議室（洋室A）、会議室（洋室B）、会議室（洋室C）、
工作室（陶芸窯）、料理実習室

4 豊岡第三地区センター

(1) 豊岡第三地区センター（現黒須公民館）

【事務室】

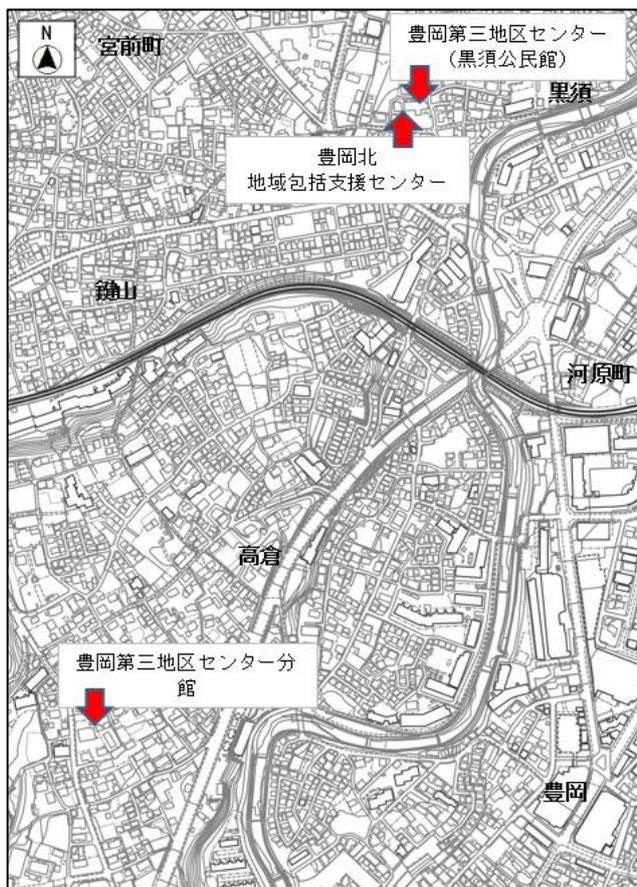
既存の事務室に住民事務・地域づくり担当を設置します。

【地域包括支援センター】

現在地（豊岡第三地区センター敷地内）で、地域包括支援センターの運営を継続します。

【基本とする対象区域】

河原町、宮前町、黒須、春日町、鍵山、高倉



【現行施設との違い】

| 黒須公民館の取扱事務 | | 地区センター移行後 |
|---------------------------------|---|--------------------------------------|
| 証明書の発行 | ➡ | ①支所機能 現在の業務を継続、届出の受付にも対応 |
| 社会教育事業の推進・施設利用に関すること | ➡ | ②公民館機能 現在の業務を継続 |
| | | ③自治振興支援機能 地域コミュニティの支援 |
| | | ④防災拠点機能 災害時の現場本部 |
| | | ⑤福祉総合相談窓口 各種福祉相談への対応 |
| 豊岡北地域包括支援センター 高齢者の相談支援に関すること | ➡ | ⑥地域包括支援センター 現在の業務を継続、福祉総合相談窓口との連携 |

【各機能における業務内容】

①支所機能

- ・住民異動、戸籍、国民年金、国民健康保険の加入・脱退等、各種届出の受付を行います。
- ・各種証明書（税務関係を含む）を発行します。
- ・各種申請書の受領や記入のサポートを行います。

対象区域：全ての来所者に対応

②公民館機能

- ・地域を対象とした講座などの事業の企画及び実施に関する事務を行います。
- ・社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整を行います。

③自治振興支援機能

- ・自治意識の醸成及び高揚を図ります。
- ・自治会、衛生自治会等の活動の促進に関する事務を行います。
- ・地域コミュニティの支援及び市民活動の推進に関する事務を行います。
- ・地域団体間の連携を図るための会議体の設置を想定しています。

対象区域：黒須・高倉の区・自治会

鍵山一丁目自治会、四区西自治会、
宮前町自治会、春日町自治会、南六
区自治会、北六区自治会、黒須団地
自治会、入間ビレジ自治会、高倉
自治会、南七区自治会、高倉東自治
会、ハイラーク入間自治会



④防災拠点機能

- ・豊岡第三現場本部の運営に関する事務を行います。
- ・避難所の運営に関する事務を行います。
- ・災害時必需品の備蓄・管理を行います。
- ・自主防災会との連携に関する事務を行います。

対象区域：全ての来所者に対応

⑤福祉総合相談窓口機能

- ・福祉に関する各種相談の初期対応を行い、本庁の総合相談支援室や、子育て世代包括支援センター「いるティーきっず」等との連携体制により、適切な相談支援につながります。
- ・高齢者の支援、介護保険等に関する相談については地域包括支援センターと連携して対応します。
- ・社会福祉協議会との連携を含め、地域福祉ネットワークの構築に取り組み、地域資源を活用した互助を推進します。
- ・ICTを活用した本庁との連絡体制を整備し、各種相談に対応します。

対象区域：全ての来所者に対応

⑥地域包括支援センター

- ・豊岡北地域包括支援センターの名称を「(仮称) 豊岡第三地域包括支援センター」に変更し、引き続き運営を行います。
- ・福祉総合相談窓口機能との連携を図ります。

対象区域：河原町、宮前町、黒須、春日町、鍵山、高倉

【貸館】

- ・サークルなどの活動団体及び個人への会議室や活動室の使用許可に関する事務を行います。

貸出施設：大会議室、中会議室、会議室（和室 A）、会議室（和室 B）、会議室（洋室）、
料理実習室

(2) 豊岡第三地区センター 分館（現高倉公民館）

【職員配置】委託業者運営

【事務室】なし

事務室は委託業者の管理室となり、入館手続や予約支援を行います。施設管理は、豊岡第三地区センター（現黒須公民館）が行います。



【業務内容】貸館

- ・サークルなどの活動団体や個人の活動の場として、会議室や活動室の提供を行います。

貸出施設：大会議室、和室、洋室 A、洋室 B、料理実習室

5 東金子地区センター

(1) 東金子地区センター（現東金子公民館、東金子支所）

【事務室】

既存の事務室に住民事務担当・地域づくり担当を設置します。（東金子支所事務室に住民事務担当、東金子公民館事務室に地域づくり担当）



【地域包括支援センター】

現在地（東金子地区センター内）で、東金子地区地域包括支援センターとしての運営を継続します。

【基本とする対象区域】 小谷田、新久、狭山ヶ原、牛沢町、森坂、上小谷田



【現行施設との違い】

| 東金子支所・公民館の取扱事務 | 地区センター移行後 |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 各種証明書の発行、届出の受付 市税等の収納 | ①支所機能 市税等の収納以外の業務を継続 |
| 社会教育事業の推進・施設利用 に関すること | ②公民館機能 現在の業務を継続 |
| 地域コミュニティの支援 (東金子地区区長会事務局) | ③自治振興支援機能 現在の業務を継続、地域コミュニティの支援を強化 |
| 東金子現場本部の運営 | ④防災拠点機能 現在の業務を継続 |
| 東金子地域包括支援センター 高齢者の相談支援 | ⑤福祉総合相談窓口 各種福祉相談への対応 |
| | ⑥地域包括支援センター 現在の業務を継続、福祉総合相談窓口との連携 |

【各機能における業務内容】

①支所機能

- ・住民異動、戸籍、国民年金、国民健康保険の加入・脱退等、各種届出の受付を行います。
- ・各種証明書（税務関係を含む）を発行します。
- ・各種申請書の受領や記入のサポートを行います。

※地区センター移行時は市税等の収納業務を継続して行います。

対象区域：全ての来所者に対応

②公民館機能

- ・地域を対象とした講座などの事業の企画及び実施に関する事務を行います。
- ・社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整を行います。

③自治振興支援機能

- ・自治意識の醸成及び高揚を図ります。
- ・区長会、自治会、衛生自治会等の活動の促進に関する事務を行います。
- ・東金子地区区長会の事務局を担います。
- ・地域コミュニティの支援及び市民活動の推進に関する事務を行います。
- ・地域団体間の連携を図るため会議体の設置を想定しています。

対象区域：東金子地区の区・自治会

第一区、第二区、第三区、第四区、第五区、第六区、第七区、第八区、第九区、第十区、第十一区、第十二区上組、第十二区下組、第十三区、第十四区、第十五区、第十六区、第十七区（八津池自治会）、第十九区（入間台自治会）、第二十区（森坂自治会）、第二十一区（ハイネス入間ガーデニア自治会）、第二十三区（入間台文化村自治会）、第二十四区（新久遺跡公園自治会）、第二十五区（新久自治会）、第二十六区（ガーデンハイツ入間自治会）



④防災拠点機能

- ・東金子現場本部の運営に関する事務を行います。
- ・避難所の運営に関する事務を行います。
- ・災害時必需品の備蓄・管理を行います。
- ・自主防災会との連携に関する事務を行います。

対象区域：全ての来所者に対応

⑤福祉総合相談窓口機能

- ・福祉に関する各種相談の初期対応を行い、本庁の総合相談支援室や、子育て世代包括支援センター「いるティーきつず」等との連携体制により、適切な相談支援につなぎます。
- ・高齢者の支援、介護保険等に関する相談については地域包括支援センターと連携して対応します。
- ・社会福祉協議会との連携を含め、地域福祉ネットワークの構築に取り組み、地域資源を活用した互助を推進します。
- ・ICTを活用した本庁との連絡体制を整備し、各種相談に対応します。

対象区域：全ての来所者に対応

⑥地域包括支援センター

- ・東金子地区地域包括支援センターの運営を行います。
- ・福祉総合相談窓口機能との連携を図ります。

対象区域：大字小谷田、大字新久、大字狭山ヶ原、牛沢町、森坂、小谷田一丁目～四丁目
上小谷田一丁目～三丁目、狭山台四丁目

【貸館】

- ・サークルなどの活動団体及び個人への会議室や活動室の使用許可に関する事務を行います。

貸出施設：大会議室、中会議室、和室 A、和室 B、洋室 A、洋室 B、図書室、陶芸室、
料理実習室、弓道場

6 金子地区センター

(1) 金子地区センター（現金子公民館、金子支所）

【事務室】

既存の事務室に住民事務担当及び地域づくり担当を設置します。（金子支所事務室に住民事務担当、金子公民館事務室に地域づくり担当）



【地域包括支援センター】

金子地区センター内に移設します。



【基本とする対象区域】

木蓮寺、南峯、寺竹、金子中央、西三ツ木、三ツ木台、
上谷ヶ貫、下谷ヶ貫、花ノ木、中神、根岸



～令和4年度に実施する施設改修～

1階洋室Dに金子地区地域包括支援センターを移設するための小規模改修を実施します。



工期：令和4年7月～令和5年2月（予定）

【現行施設との違い】

| 金子支所・公民館の取扱事務 | | 地区センター移行後 |
|-----------------------------|---|--------------------------------------|
| 各種証明書の発行、届出の受付 市税等の収納 | ➡ | ①支所機能 市税等の収納以外の業務を継続 |
| 社会教育事業の推進・施設利用 に関すること | ➡ | ②公民館機能 現在の業務を継続 |
| 地域コミュニティの支援 (金子地区区長会事務局) | ➡ | ③自治振興支援機能 現在の業務を継続、地域コミュニティの支援を強化 |
| 金子現場本部の運営 | ➡ | ④防災拠点機能 現在の業務を継続 |
| | | ⑤福祉総合相談窓口 各種福祉相談への対応 |
| | | ⑥地域包括支援センター 高齢者の相談支援 |

【各機能における業務内容】

①支所機能

- ・住民異動、戸籍、国民年金、国民健康保険の加入・脱退等、各種届出の受付を行います。
- ・各種証明書（税務関係を含む）を発行します。
- ・各種申請書の受領や記入のサポートを行います。

※地区センター移行時は市税等の収納業務を継続して行います。

対象区域：全ての来所者に対応

②公民館機能

- ・地域を対象とした講座などの事業の企画及び実施に関する事務を行います。
- ・社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整を行います。

③自治振興支援機能

- ・自治意識の醸成及び高揚を図ります。
- ・区長会、自治会、衛生自治会等の活動の促進に関する事務を行います。
- ・金子地区区長会の事務局を担います。
- ・地域コミュニティの支援及び市民活動の推進に関する事務を行います。
- ・地域団体間の連携を図るための会議体の設置を想定しています。

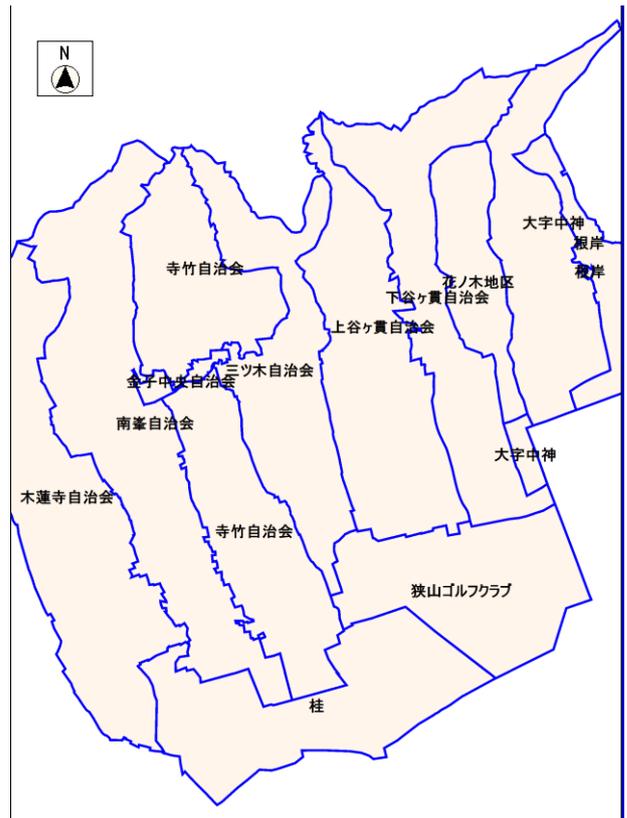
対象区域：金子地区の区・自治会

木蓮寺自治会、南峯自治会、金子中央自治会、寺竹自治会、三ツ木自治会、上谷ヶ貫自治会、下谷ヶ貫自治会、花ノ木地区、大字中神、根岸、桂

④防災拠点機能

- ・金子現場本部の運営に関する事務を行います。
- ・避難所の運営に関する事務を行います。
- ・災害時必需品の備蓄・管理を行います。
- ・自主防災会との連携に関する事務を行います。

対象区域：全ての来所者に対応



⑤福祉総合相談窓口機能

- ・福祉に関する各種相談の初期対応を行い、本庁の総合相談支援室や、子育て世代包括支援センター「いるティーきつず」等との連携体制により、適切な相談支援につながります。
- ・高齢者の支援、介護保険等に関する相談については地域包括支援センターと連携して対応します。
- ・社会福祉協議会との連携を含め、地域福祉ネットワークの構築に取り組み、地域資源を活用した互助を推進します。
- ・ICTを活用した本庁との連絡体制を整備し、各種相談に対応します。

対象区域：全ての来所者に対応

⑥地域包括支援センター

- ・金子地区地域包括支援センターの運営を行います。
- ・福祉総合相談窓口機能との連携を図ります。

対象区域：大字木蓮寺、大字南峯、大字寺竹、金子中央、大字西三ツ木、三ツ木台、大字上谷ヶ貫、大字下谷ヶ貫、大字花ノ木、大字中神、大字根岸、狭山台三丁目

【貸館】

- ・サークルなどの活動団体及び個人への会議室や活動室の使用許可に関する事務を行います。

貸出施設：大会議室、和室 A、和室 B、洋室 A、洋室 B、洋室 C、工作室、料理実習室

7 宮寺・二本木地区センター

(1) 宮寺・二本木地区センター（現宮寺公民館、宮寺支所）

【事務室】

既存の事務室に住民事務担当・地域づくり担当を設置します。

(宮寺支所事務室に住民事務担当、宮寺公民館事務室に地域づくり担当)



【地域包括支援センター】 宮寺・二本木地区センター内に移設します。

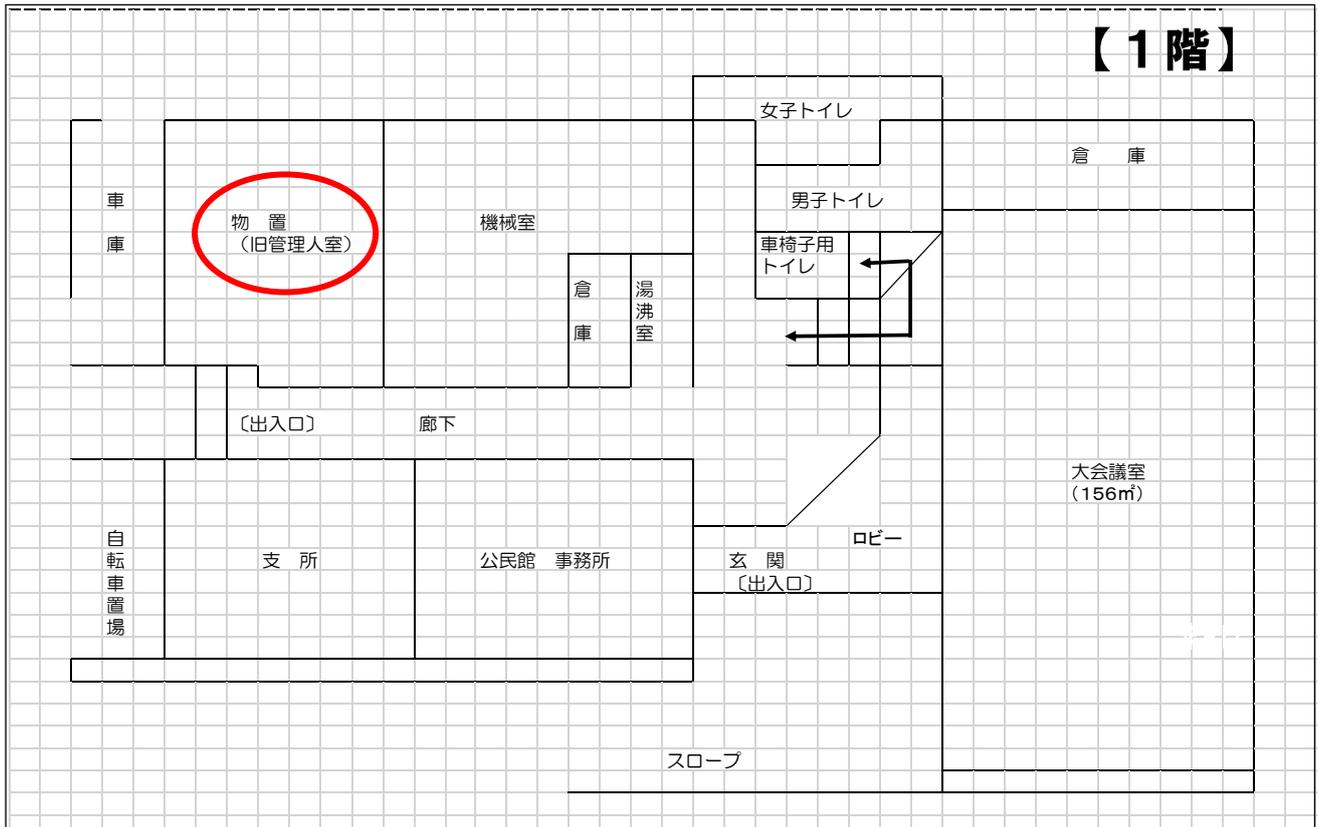
【基本とする対象区域】 宮寺、二本木、狭山台、駒形富士山、高根



～令和4年度に実施する施設改修～

公共施設マネジメント事業計画にあるとおり、同計画第3期（2039年度～2048年度）での移転新設を基本とし、当面の間は現行施設を活用して地区センター業務を行います。現在、老人福祉センターやまゆり荘に設置されている「宮寺・二本木地区地域包括支援センター」を移設するため、令和4年度中に旧管理人室を改修します。

工期：令和4年7月～令和5年2月（予定）



【現行施設との違い】

| 宮寺支所・公民館の取扱事務 | 地区センター移行後 |
|---------------------------------|----------------------------------------|
| 各種証明書の発行、届出の受付 市税等の収納 | ➡ ①支所機能 市税等の収納以外の業務を継続 |
| 社会教育事業の推進・施設利用に関すること | ➡ ②公民館機能 現在の業務を継続 |
| 地域コミュニティの支援 (宮寺・二本木地区区長会事務局) | ➡ ③自治振興支援機能 現在の業務を継続、地域コミュニティの支援を強化 |
| 宮寺・二本木現場本部の運営 | ➡ ④防災拠点機能 現在の業務を継続 |
| | ⑤福祉総合相談窓口 各種福祉相談への対応 |
| | ⑥地域包括支援センター 高齢者の相談支援 |

【各機能における業務内容】

①支所機能

- ・住民異動、戸籍、国民年金、国民健康保険の加入・脱退等、各種届出の受付を行います。
- ・各種証明書（税務関係を含む）を発行します。
- ・各種申請書の受領や記入のサポートを行います。

※地区センター移行時は市税等の収納業務を継続して行います。

対象区域：全ての来所者に対応

②公民館機能

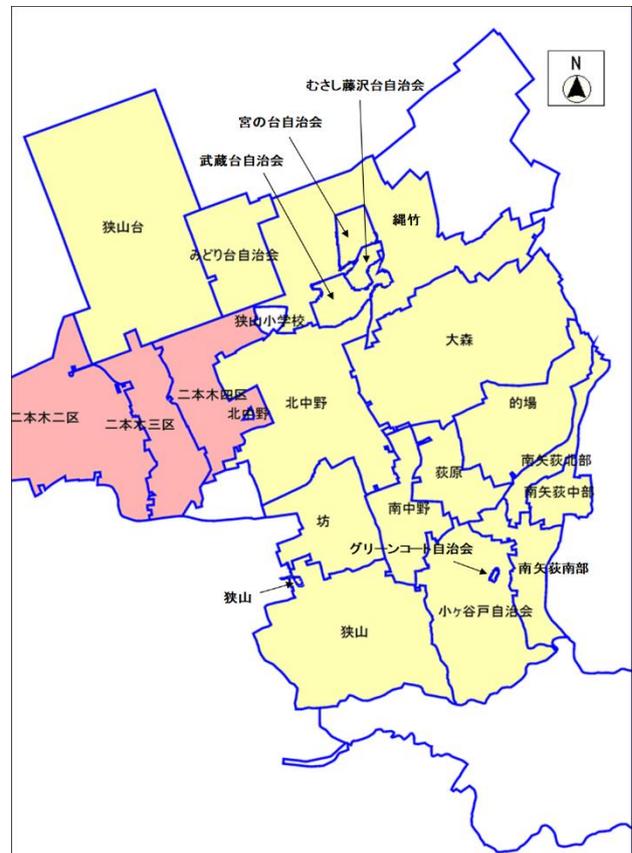
- ・地域を対象とした講座などの事業の企画及び実施に関する事務を行います。
- ・社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整を行います。

③自治振興支援機能

- ・自治意識の醸成及び高揚を図ります。
- ・区長会、自治会、衛生自治会等の活動の促進に関する事務を行います。
- ・宮寺・二本木地区区長会の事務局を担います。
- ・地域コミュニティの支援及び市民活動の推進に関する事務を行います。
- ・地域団体間の連携を図るための会議体の設置を想定しています。

対象区域：宮寺・二本木地区の区・自治会

荻原、的場、南矢荻南部、南矢荻中部、南矢荻北部、小ヶ谷戸自治会、グリーンコート自治会、南中野、狭山、坊、北中野、大森、縄竹、二本木二区、二本木三区、二本木四区、狭山台、武蔵台自治会、宮の台自治会、むさし藤沢台自治会、みどり台自治会



④防災拠点機能

- ・宮寺・二本木現場本部の運営に関する事務を行います。
- ・避難所の運営に関する事務を行います。
- ・災害時必需品の備蓄・管理を行います。
- ・自主防災会との連携に関する事務を行います。

対象区域：全ての来所者に対応

⑤福祉総合相談窓口機能

- ・福祉に関する各種相談の初期対応を行い、本庁の総合相談支援室や、子育て世代包括支援センター「いるティーきつず」等との連携体制により、適切な相談支援につながります。
- ・高齢者の支援、介護保険等に関する相談については地域包括支援センターと連携して対応します。
- ・社会福祉協議会との連携を含め、地域福祉ネットワークの構築に取り組み、地域資源を活用した互助を推進します。
- ・ICTを活用した本庁との連絡体制を整備し、各種相談に対応します。

対象区域：全ての来所者に対応

⑥地域包括支援センター

- ・宮寺・二本木地区地域包括支援センターの運営を行います。
- ・福祉総合相談窓口機能との連携を図ります。

対象区域：宮寺、大字二本木、大字狭山台、狭山台一丁目～二丁目、大字駒形富士山、大字高根

【貸館】

- ・サークルなどの活動団体及び個人への会議室や活動室の使用許可に関する事務を行います。

貸出施設：大会議室、中会議室、和室 A、和室 B、洋室 A、洋室 B、料理実習室

(2) 宮寺・二本木地区センター 分館（現二本木公民館）

【事務室】なし

事務室は委託業者の管理室となり、入館手続や予約支援を行います。施設管理は、宮寺・二本木地区センター（現宮寺公民館）が行います。



【業務内容】

①子育て支援拠点

- ・月、水、金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前9時30分から午後2時30分まで、受託事業者による子育て支援拠点を開設します。親子の交流の場の提供・交流の促進や子育て等に関する相談・援助を実施します。
- ・併設施設として、児童館の整備について検討します。

②貸館

- ・サークルなどの活動団体や個人の活動の場として、会議室や活動室の提供を行います。

貸出施設：大会議室、会議室（洋室A）、会議室（洋室B）、会議室（和室A）、会議室（和室B）、
工作室、スタジオ、料理実習室

8 藤沢第一地区センター

(1) 藤沢第一地区センター（藤沢公民館、藤沢支所）

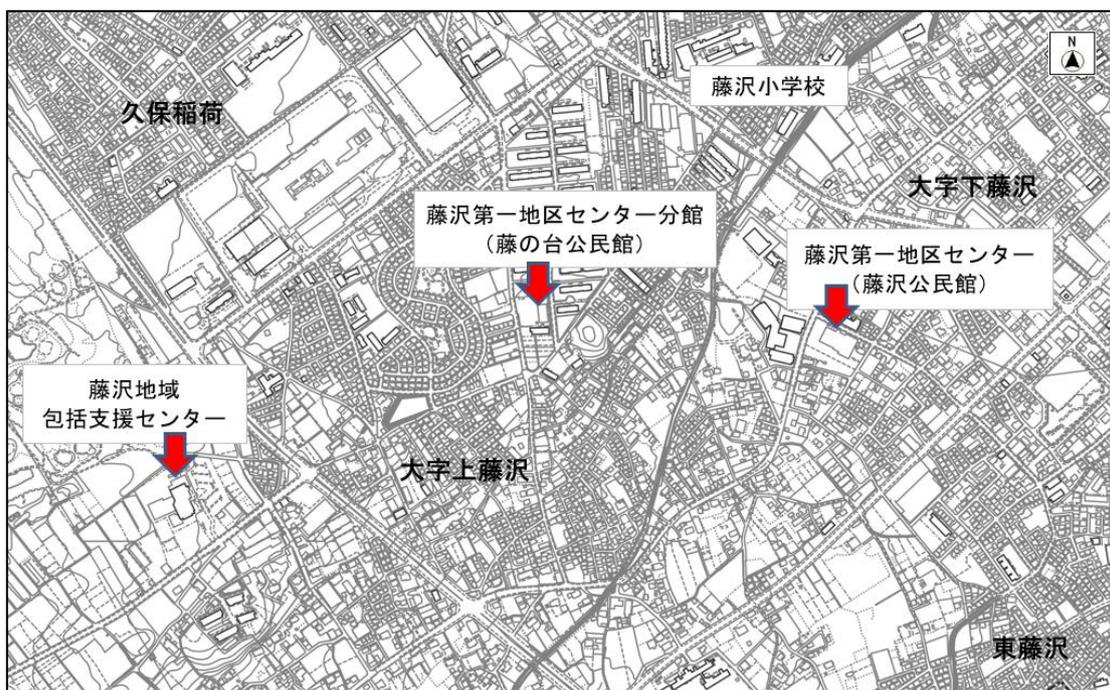
【事務室】

既存の事務室に住民事務担当・地域づくり担当を設置します。（藤沢支所事務室に住民事務担当、藤沢公民館事務室に地域づくり担当）



【地域包括支援センター】藤沢第一地区センター内に移設します。

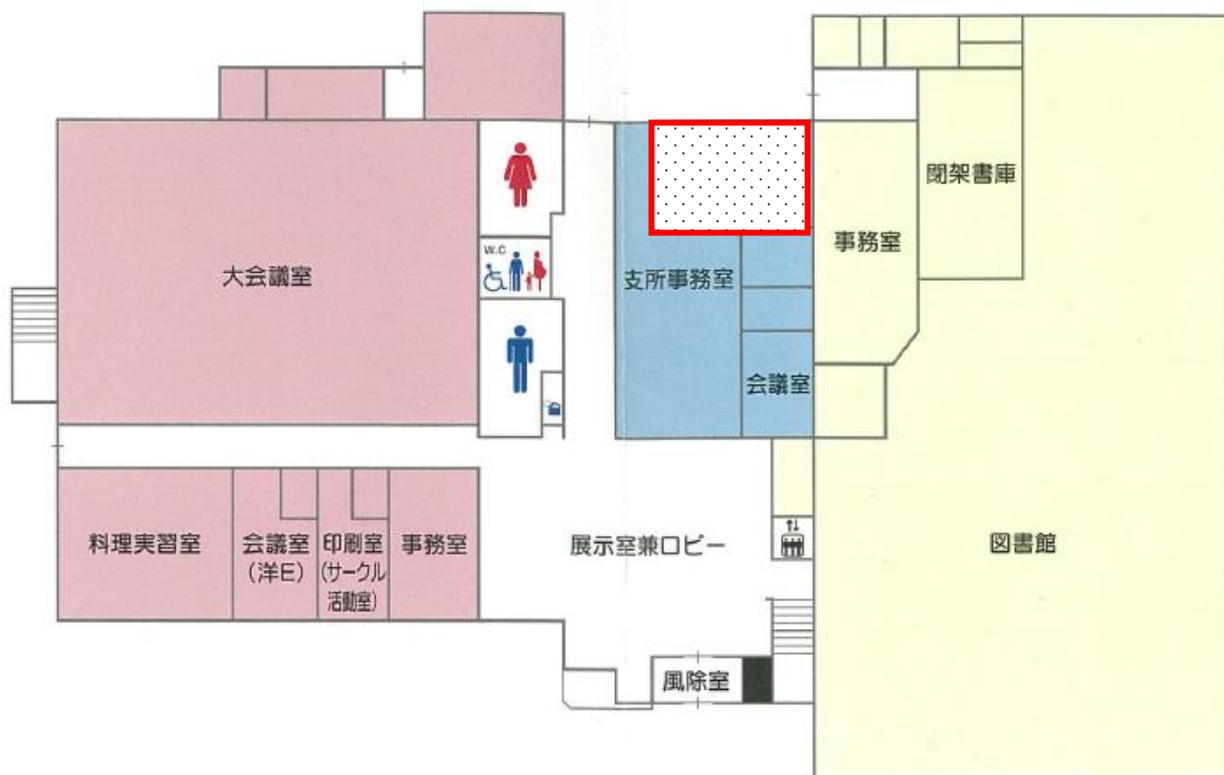
【基本とする対象区域】上藤沢、下藤沢



～令和4年度に実施する施設改修～

現在、健康福祉センター内に設置されている藤沢地域包括支援センターを移設するため、令和4年度中に藤沢支所執務室内を一部改修します。

【1階】



工期：令和4年7月～令和5年2月（予定）

【現行施設との違い】

| 藤沢支所・公民館の取扱事務 | | 地区センター移行後 |
|-----------------------------|---|--------------------------------------|
| 各種証明書の発行、届出の受付 市税等の収納 | ➡ | ①支所機能 市税等の収納以外の業務を継続 |
| 社会教育事業の推進・施設利用に関すること | ➡ | ②公民館機能 現在の業務を継続 |
| 地域コミュニティの支援 (藤沢地区区長会事務局) | ➡ | ③自治振興支援機能 現在の業務を継続、地域コミュニティの支援を強化 |
| 藤沢現場本部の運営 | ➡ | ④防災拠点機能 現在の業務を継続 |
| | | ⑤福祉総合相談窓口 各種福祉相談への対応 |
| | | ⑥地域包括支援センター 高齢者の相談支援 |

【各機能における業務内容】

①支所機能

- ・住民異動、戸籍、国民年金、国民健康保険の加入・脱退等、各種届出の受付を行います。
- ・各種証明書（税務関係を含む）を発行します。
- ・各種申請書の受領や記入のサポートを行います。

※地区センター移行時は市税等の収納業務を継続して行います。

対象区域：全ての来所者に対応

②公民館機能

- ・地域を対象とした講座などの事業の企画及び実施に関する事務を行います。
- ・社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整を行います。

③自治振興支援機能

- ・自治意識の醸成及び高揚を図ります。
- ・区長会、自治会、衛生自治会等の活動の促進に関する事務を行います。
- ・藤沢地区区長会の事務局を担います。
- ・地域コミュニティの支援及び市民活動の推進に関する事務を行います。
- ・地域団体間の連携を図るための会議体の設置を想定しています。

対象区域：(1)藤沢地区区長会事務局として

藤沢地区全般

(2)自治会支援として東藤沢地区を除く藤沢

地区の区・自治会

第一区、第二区、第三区、第四区、
第五区、第六区、第七区、第八区、
西武狭山グリーンヒル自治会、上
藤沢団地自治会、上ノ原自治会、
エバープレイスガーデン自治会



④防災拠点機能

- ・藤沢第一現場本部の運営に関する事務を行います。
- ・避難所の運営に関する事務を行います。

- ・災害時必需品の備蓄・管理を行います。
- ・自主防災会との連携に関する事務を行います。

対象区域：全ての来所者に対応

⑤福祉総合相談窓口機能

- ・福祉に関する各種相談の初期対応を行い、本庁の総合相談支援室や、子育て世代包括支援センター「いるティーきつず」等との連携体制により、適切な相談支援につながります。
- ・高齢者の支援、介護保険等に関する相談については地域包括支援センターと連携して対応します。
- ・社会福祉協議会との連携を含め、地域福祉ネットワークの構築に取り組み、地域資源を活用した互助を推進します。
- ・ICTを活用した本庁との連絡体制を整備し、各種相談に対応します。

対象区域：全ての来所者に対応

⑥地域包括支援センター

- ・藤沢地域包括支援センターの名称を「(仮称) 藤沢第一地域包括支援センター」に変更し、引き続き運営を行います。
- ・福祉総合相談窓口機能との連携を図ります。

対象区域：大字上藤沢、下藤沢（大字含む）、東町五丁目2番の一部、東町六丁目2・3番

【貸館】

- ・サークルなどの活動団体及び個人への会議室や活動室の使用許可に関する事務を行います。

貸出施設：大会議室、和室 A、和室 B、和室 C、洋室 A、洋室 B、洋室 C、洋室 D、洋室 E、
工作室、料理実習室

(2) 藤沢第一地区センター 分館（現藤の台公民館）

【事務室】なし

事務室は委託業者の管理室となり、入館手続や予約支援を行います。施設管理は、藤沢第一地区センター（現藤沢公民館）が行います。



【業務内容】貸館

・サークルなどの活動団体や個人の活動の場として、会議室や活動室の提供を行います。

貸出施設：大会議室、洋室 A（図書室）、工作室、和室、洋室 B（学習室）、調理室

※藤の台公民館については「入間市公共施設マネジメント事業計画」において、地域での管理とし、地区センター化しないこととしていますが、令和10年度まで、他の地区センター機能を整備しない公民館と同様に、地区センター分館として市で管理・運営を行います。

9 藤沢第二地区センター

(1) 藤沢第二地区センター（現東藤沢公民館）

【事務室】

令和5年度は、既存の事務室（東藤沢公民館事務室）に住民事務・地域づくり担当を設置します。



【地域包括支援センター】

令和5年度は、現在地（藤沢第二地区センター向かい）で、東藤沢地域包括支援センターとしての運営を継続しますが、藤沢第二地区センター内への早期移設について検討を進めます。

【基本とする対象区域】東藤沢



【現行施設との違い】

| 東藤沢公民館の取扱事務 | 地区センター移行後 |
|----------------------|-------------------------------------------------------------|
| 各種証明書の発行 | ①支所機能 現在の業務を継続、届出の受付にも対応 |
| 社会教育事業の推進・施設利用に関すること | ②公民館機能 現在の業務を継続 |
| | ③自治振興支援機能 現在の業務を継続、地域コミュニティの支援を強化 |
| | ④防災拠点機能 地域コミュニティの支援 |
| | ⑤福祉総合相談窓口 各種福祉相談への対応 |
| | ⑥地域包括支援センター ※現東藤沢地域包括支援センターは、当面の間、 現在地（公民館向かい）での運営を継続 |

【各機能における業務内容】

①支所機能

- ・住民異動、戸籍、国民年金、国民健康保険の加入・脱退等、各種届出の受付を行います。
- ・各種証明書（税務関係を含む）を発行します。
- ・各種申請書の受領や記入のサポートを行います。

対象区域：全ての来所者に対応

②公民館機能

- ・地域を対象とした講座などの事業の企画及び実施に関する事務を行います。
- ・社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整を行います。

③自治振興支援機能

- ・自治意識の醸成及び高揚を図ります。
- ・自治会、衛生自治会等の活動の促進に関する事務を行います。
- ・地域コミュニティの支援及び市民活動の推進に関する事務を行います。
- ・地域団体間の連携を図るための会議体の設置を想定しています。

対象区域：東藤沢地区の区・自治会

第九区自治会、第十区自治会、第十一区自治会、第十二区自治会、第十五区自治会、第十六区自治会



④防災拠点機能

- ・藤沢第二現場本部の運営に関する事務を行います。
- ・避難所の運営に関する事務を行います。
- ・災害時必需品の備蓄・管理を行います。
- ・自主防災会との連携に関する事務を行います。

対象区域：全ての来所者に対応

⑤福祉総合相談窓口機能

- ・福祉に関する各種相談の初期対応を行い、本庁の総合相談支援室や、子育て世代包括支援センター「いるティーきつず」等との連携体制により、適切な相談支援につながります。
- ・高齢者の支援、介護保険等に関する相談については地域包括支援センターと連携して対応します。
- ・社会福祉協議会との連携を含め、地域福祉ネットワークの構築に取り組み、地域資源を活用した互助を推進します。
- ・ICTを活用した本庁との連絡体制を整備し、各種相談に対応します。

対象区域：全ての来所者に対応

⑥地域包括支援センター

- ・東藤沢地域包括支援センターの名称を「(仮称) 藤沢第二地域包括支援センター」に変更し、引き続き運営を行います。
- ・福祉総合相談窓口機能との連携を図ります。

対象区域：東藤沢

【貸館】

- ・サークルなどの活動団体及び個人への会議室や活動室の使用許可に関する事務を行います。

貸出施設：大会議室、会議室 A、会議室 B、会議室 C、和室、工作室、料理室、視聴覚室

10 西武地区センター

(1) 西武地区センター（現西武公民館、西武支所）

【事務室】

既存の事務室に住民事務担当・地域づくり担当を設置します。(西武支所事務室に住民事務担当、西武公民館事務室に地域づくり担当)



【地域包括支援センター】

現在地（西武地区センター内）で、西武地区地域包括支援センターとしての運営を継続します。

【基本とする対象区域】野田、仏子、新光



【現行施設との違い】

| 西武支所・公民館の取扱事務 | | 地区センター移行後 |
|-----------------------------|---|--------------------------------------|
| 各種証明書の発行、届出の受付 市税等の収納 | → | ①支所機能 市税等の収納以外の業務を継続 |
| 社会教育事業の推進・施設利用 に関すること | → | ②公民館機能 現在の業務を継続 |
| 地域コミュニティの支援 (西武地区区長会事務局) | → | ③自治振興支援機能 現在の業務を継続、地域コミュニティの支援を強化 |
| 西武現場本部の運営 | → | ④防災拠点機能 現在の業務を継続 |
| | | ⑤福祉総合相談窓口 各種福祉相談への対応 |
| 西武地区地域包括支援センター 高齢者の相談支援 | → | ⑥地域包括支援センター 現在の業務を継続、福祉総合相談窓口との連携 |

【各機能における業務内容】

①支所機能

- ・住民異動、戸籍、国民年金、国民健康保険の加入・脱退等、各種届出の受付を行います。
- ・各種証明書（税務関係を含む）を発行します。
- ・各種申請書の受領や記入のサポートを行います。

※地区センター移行時は市税等の収納業務を継続して行います。

対象区域：全ての来所者に対応

②公民館機能

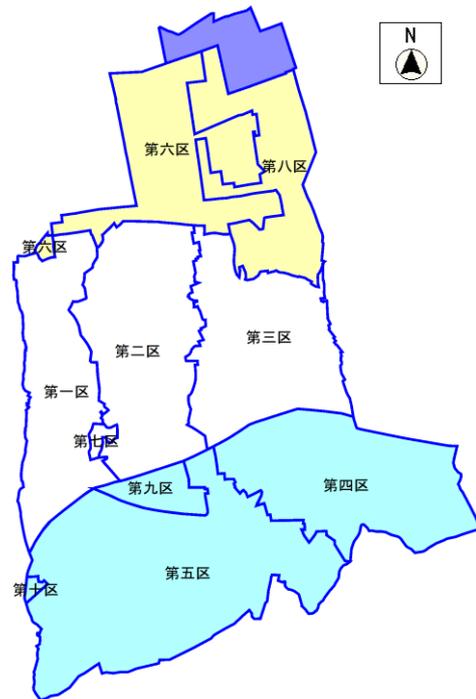
- ・地域を対象とした講座などの事業の企画及び実施に関する事務を行います。
- ・社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整を行います。

③自治振興支援機能

- ・自治意識の醸成及び高揚を図ります。
- ・区長会、自治会、衛生自治会等の活動の促進に関する事務を行います。
- ・西武地区区長会の事務局を担います。
- ・地域コミュニティの支援及び市民活動の推進に関する事務を行います。
- ・地域団体間の連携を図るための会議体の設置を想定しています。

対象区域：西武地区の区・自治会

第一区、第二区、第三区、第四区、
第五区、第六区、第七区、第八区、
第九区、第十区



④防災拠点機能

- ・西武現場本部の運営に関する事務を行います。
- ・避難所の運営に関する事務を行います。
- ・災害時必需品の備蓄・管理を行います。
- ・自主防災会との連携に関する事務を行います。

対象区域：全ての来所者に対応

⑤福祉総合相談窓口機能

- ・福祉に関する各種相談の初期対応を行い、本庁の総合相談支援室や、子育て世代包括支援センター「いるティーきつず」等との連携体制により、適切な相談支援につなぎます。
- ・高齢者の支援、介護保険等に関する相談については地域包括支援センターと連携して対応します。
- ・社会福祉協議会との連携を含め、地域福祉ネットワークの構築に取り組み、地域資源を活用した互助を推進します。
- ・ICTを活用した本庁との連絡体制を整備し、各種相談に対応します。

対象区域：全ての来所者に対応

⑥地域包括支援センター

- ・西武地区地域包括支援センターの運営を行います。
- ・福祉総合相談窓口機能との連携を図ります。

対象区域：大字野田、大字仏子、大字新光

【貸館】

- ・サークルなどの活動団体及び個人への会議室や活動室の使用許可に関する事務を行います。

貸出施設：大会議室、中会議室、洋室 A (図書室)、洋室 B、洋室 C (工作室)、和室 A、和室 B、
料理実習室

資料

「入間市公共施設マネジメント事業計画（平成31（2019）年3月策定）」抜粋

第1章 公共施設マネジメントになぜ取り組むのか

～公共施設マネジメントとは～

市の公共施設の現状を把握し、今後の公共施設のあり方を明らかにするとともに、長期的な視点でマネジメント（経営・管理）を行っていくこと。

公共施設マネジメントの目的

本市が考える公共施設マネジメントとは、時代の変化に対応した行政サービスを継続的に提供し、人口減少が進む中、今後の財政状況も踏まえた持続可能なまちづくりを実現するとともに、将来世代に負担を先送りしないことを目的としたものです。

〔公共施設マネジメントの目的〕

- ① 市民ニーズの変化に合わせて、公共施設の機能・役割の見直しを行うこと。
- ② 社会情勢や時代の変化に合わせて公共施設の保有量を適正化すること。
- ③ 公共施設の再整備を効率的に実施すること。
- ④ 公共施設の実態を的確に把握すること。
- ⑤ 老朽化が進む公共施設の維持管理を総体的、計画的に推進すること。
- ⑥ 公共財産（資産）としての公共施設の有効活用を図ること。
- ⑦ 公共施設の最新情報を提供することで、市民、事業者および行政が公共施設等の情報を

共有化し、現状に対する理解を深め、互いに一定の課題認識を持てるようにすること。

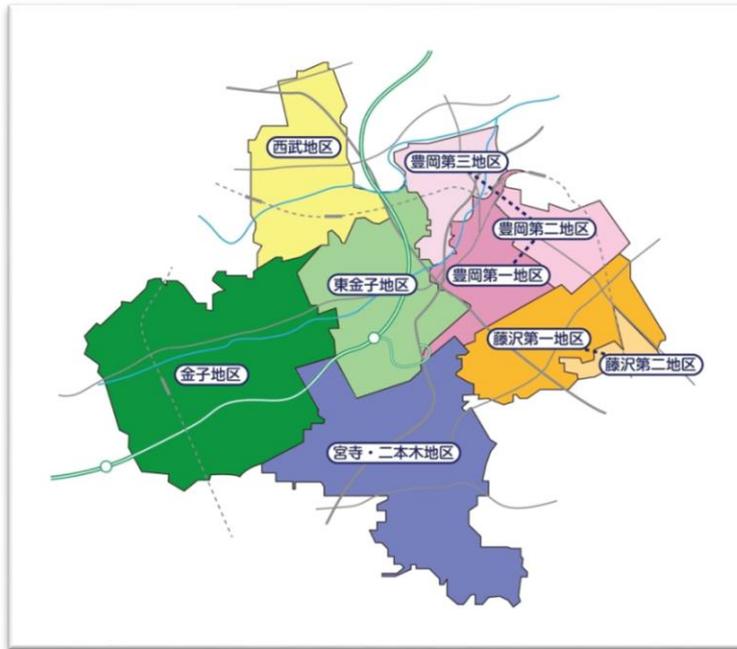
第2章 公共施設マネジメント事業計画の概要

地域区分

事業計画における地域区分の捉え方は、福祉圏域などを踏まえて設定した9地区か、旧行政区である6地区の区分とします。それぞれの区分については、次のとおりです。

9地区＝豊岡第一地区、豊岡第二地区、豊岡第三地区、東金子地区、金子地区、
宮寺・二本木地区、藤沢第一地区、藤沢第二地区、西武地区

6地区＝豊岡地区、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区、藤沢地区、西武地区



【地域区分図】

この9地区または6地区の地域区分は、歴史的経緯や人口バランス、生活圏域等を考慮しつつ、公共施設の再編成を行うエリアとして設定したもので、このエリアを単位として公共施設を再整備・再配置し、各地区の生活拠点を形成していくとするものです。

なお、この地域区分は自治会をはじめとした地域の各種団体の範囲の見直しを意図しているものではありません。また、小・中学校の学区については、この地域区分を踏まえつつ、再整備・再配置後の場所を考慮して、見直しを図ることとなります。

第3章 機能別事業評価

地区センター（現：地区公民館）

地区センターは、9地区に1施設ずつ配置し、公民館、支所、自治振興支援、防災拠点、福祉総合相談支援窓口、地域包括支援センターといった6つの機能を備えた各地区の拠点となる施設です。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- 地区公民館は地区センターへ移行し、生活者の視点に立って住民の暮らしを支える地域の拠点としての機能を備えた複合施設とします。また、地域コミュニティの拠点施設として、地域の方が気軽に利用でき、コミュニケーションが取りやすい環境を整えます。
- 公民館機能（社会教育活動の支援、会議室や活動室の提供）、支所機能（諸証明書の交付、納税などの窓口）、自治振興支援機能（自治会の支援、地域課題などの相談窓口）、防災拠点機能、福祉総合相談支援窓口機能（高齢者・障害者・児童などの保健・福祉を対象にした地域の総合的な相談支援窓口）、地域包括支援センターを備えた施設として整備し、地域住

民にさまざまなサービスをワンストップで提供できる体制を整えます。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・市内9地区に1施設ずつの配置を基本に整備を進めます。
- ・「地区センター」への移行は、施設の状態に応じて順次進めるものとします。

【第1段階】

- ・第1期（2022年度）に現在の地区公民館の組織を「地区センター」とします。

※藤の台公民館は、地区センターへ移行しません。

【第2段階】

- ・順次、既存施設を改修または建て替えて全ての機能を備えます（施設の状態により全ての機能を備えられない場合があります。）。
- ・同一地区内に、複数の地区センターが存在する場合は、統合した上で必要に応じて施設を新設し、既存施設は用途廃止します。

※用途廃止後、施設は他用途への転用または解体し、売却しますが、地区での自主的な活用意向がある場合は、集会所や避難所等の防災施設として耐用年数まで活用することを検討します。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・複合的な機能を持った施設として、効率的・効果的な運営ができるよう体制を整備するとともに、6つの機能が相互に連携することを目指します。
- ・利用できる対象の拡大や時間設定の変更など、地域住民の利便性向上に資するよう条件の緩和を検討します。

4. 再整備・再配置計画

| 地区名 | 対象施設 | 第1期 (2019～2028年) | 第2期 (2029～2038年) | 第3期 (2039～2048年) |
|------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 豊岡第一 | 扇町屋公民館 久保稻荷公民館 | | | 統合・移転新設 |
| 豊岡第二 | 東町公民館 | | | 改修工事 |
| 豊岡第三 | 黒須公民館 高倉公民館 | | 統合・移転新設 | |

| 地区名 | 対象施設 | 第1期 (2019～2028年) | 第2期 (2029～2038年) | 第3期 (2039～2048年) |
|--------|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 東金子 | 東金子公民館 | 改修工事 | | 移転新設 |
| 金子 | 金子公民館 | 改修工事 | | |
| 宮寺・二本木 | 宮寺公民館 二本木公民館 | | | 統合・建替え |
| 藤沢第一 | 藤沢公民館 藤の台公民館 | 統合 | 改修工事 | |
| 藤沢第二 | 東藤沢公民館 | 改修工事 | | |
| 西武 | 西武公民館 | | | 建替え |

【解説】

- 扇町屋公民館、久保稻荷公民館は、第3期の建替え時に統合し地区センター機能を備えます。
- 東町公民館は、第3期に改修し地区センター機能を備えます。
- 黒須公民館、高倉公民館は、第2期の建替え時に統合し地区センター機能を備えます。
- 東金子公民館、金子公民館、藤沢公民館は、第1期に地区センター機能を備えます。
- 宮寺公民館、二本木公民館は、第3期の建替え時に統合し地区センター機能を備えます。
- 藤の台公民館は、第1期に藤沢公民館に統合します。
- 東藤沢公民館は、第1期に改修し地区センター機能を備えます。
- 西武公民館は、第3期に建て替えて地区センター機能を備えます。

※東町公民館および東藤沢公民館は、「地区センター」としての組織化後、改修工事に併せて段階的に機能追加を行います。その後、建替えに併せて地区センターに必要な機能を備えた施設として整備します。

5. 市民意見への対応

| No. | 意見 | 対応 |
|-----|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ・避難所になりうる施設であり、それに見合った機能が必要である。 | ・地区センターとして必要な防災拠点機能については、施設整備に併せて整える予定です。 |
| 2 | ・施設のバリアフリー化が必要である。特に、2階建の施設の場合、エレベータの設置が必要である。 | ・建替えなどの施設整備に併せて段階的にバリアフリー化を図ります。 |
| 3 | ・トイレの老朽化が見受けられるので、リニューアルが必要である。 | ・建替えなどの施設整備に併せて段階的にリニューアルを進めます。 |
| 4 | ・廃止となる公民館について、その後の活用方法を示してほしい。 | ・廃止後は転用や売却を基本としていますが、施設が利用可能な期間は地域での意向を踏まえて検討していきます。 |
| 5 | ・地区センター化についてどのようなスケジュールで実施するのか知りたい。 | <p>・「2. 再整備・再配置の取組方向」および「4. 再整備・再配置計画」に示したとおり2段階の整備を考えています。</p> <p>・現在、地区公民館としている施設（建物）は、原則として、第1期に「地区センター」に組織を変更します。</p> <p>・「地区センター」になっても、施設により提供するサービス、機能は異なりますが、改修や建替えなどの時期に合わせて段階的に全ての機能を備えるよう整備します。</p> |
| 6 | ・地区センターの概要、運営体制など詳しく知りたい | <p>・この計画では、施設の再配置（統廃合・複合化）の方向性を示すため、施設で提供するサービス、備える機能の概要を示しています。</p> <p>・運営体制など詳細については、2019年度に（仮称）地区センター整備計画をまとめ、お示しする予定です。</p> |

| No. | 意見 | 対応 |
|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> 図書館分館は、学校に配置する場合と、現状維持のどちらが効果的かよく検討してほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> 学校内に配置した場合、児童・生徒の安全確保についての課題が多いと判断し、現状維持（3分館体制）としました。 金子、藤沢の各地区センターには、6つの機能に加え、図書館（分館）機能を維持します。 |
| <p>この他、地区センター化（拠点化）に向け、交通アクセスの利便性、駐車場の整備などを検討してほしいなどの意見がありました。</p> | | |

6. 再整備・再配置による効果

- 複合的な機能を持つことで、地域の総合的な相談支援窓口等の支援が可能となり市民の利便性が向上します。
- 集約化することにより、施設・設備の充実、機能の向上を図ることができます。
- 組織体制を見直し、他の施設と役割分担を明確にすることで、各機能を効率的・効果的に運営することができます。
- 支所機能が充実することで、各地区における行政手続きのワンストップ化が可能となります。
- 自治会を支援する機能を明確に位置づけた施設とすることで、自治会活動への支援が充実します。
- 福祉総合相談支援窓口を設置することで、高齢者・障害者・児童・DV・生活保護など、さまざまな分野に関する初期相談、アセスメント、関係機関の連絡調整など相談のワンストップ化が可能となります。
- コミュニティ活動と福祉活動が連携することにより、地域でのささえあい組織の設置が進むことが期待されます。
- 社会教育、自治振興、福祉活動が連動することで、各種地域コミュニティの連携が進むことが期待されます。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- 複合施設に求められる機能（部屋・設備機器等）を検証した上で、それを踏まえた施設改修を行う必要があります。
- 地域コミュニティの拠点として、地域の人々が自由に利用できる機能を整える必要があります。
- 会議室等の貸出については、利用条件を緩和し有効活用が図られるよう見直す必要があります。
- 統合により施設数を減らすことで、会議室の不足が起らないように、地区全体の貸出施設の配置バランスを調整する必要があります。
- 東町公民館、東藤沢公民館については、既存施設を改修する際、十分なスペースが確保できず、全ての機能を備えることが難しくなる可能性があります。この場合、建替えまでの間の対応策を検討する必要があります。

入間市地区センター整備計画

発行日 令和4年4月

発行 埼玉県入間市

編集 企画部企画課

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

TEL 04-2964-1111

<http://www.city.iruma.saitama.jp/index.html>

～ これからのまちづくりの推進拠点施設 ～

入間市地区センター整備計画について



令和5年4月開設

地区センター整備の背景 ①

➤ **入間市の現状・課題** 人口 146,021人 R4.6.1現在

「少子化、高齢化」65歳以上の高齢化率 29.96% R4.1.1現在

➤ **これからのまちづくり**

～地域の課題を地域で解決できる協働のまちづくり～

➤ **公共施設マネジメント事業計画** 第1期：R2～10年度

～地区センターを地域の拠点として複合化、多機能化を図る～

地区センター整備の背景 ②

➤ S D G s （持続可能な開発目標） 達成に向けて

地区センターの整備により、達成に貢献するゴール



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう

地区センターへ変わります

地区公民館
13館

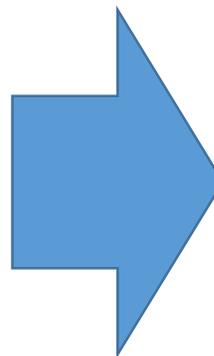
+

支所
5ヶ所

出張所
2ヶ所

+

包括支援センター
9ヶ所



地区センターは市内に9施設



| | |
|----------|------|
| 豊岡地区 | 3 施設 |
| 東金子地区 | 1 施設 |
| 金子地区 | 1 施設 |
| 宮寺・二本木地区 | 1 施設 |
| 藤沢地区 | 2 施設 |
| 西武地区 | 1 施設 |

地区センターとなる施設 ①

➤ 豊岡地区

豊岡第一地区センター（扇町屋地区センター）

豊岡第二地区センター（東町地区センター）

豊岡第三地区センター（黒須地区センター）

➤ 東金子地区

東金子地区センター

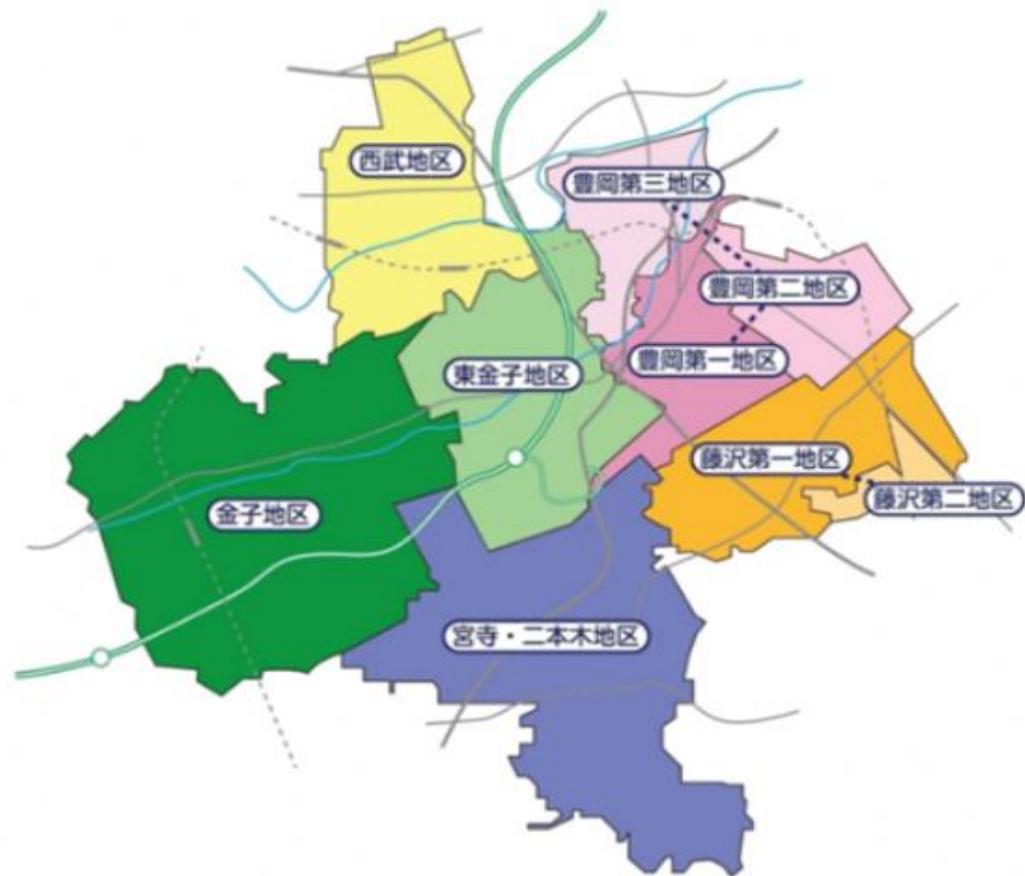
➤ 金子地区

金子地区センター

地区センターとなる施設 ②

- 宮寺・二本木地区 宮寺・二本木地区センター
- 藤沢地区
 - 藤沢第一地区センター（藤沢地区センター）
 - 藤沢第二地区センター（東藤沢地区センター）
- 西武地区 西武地区センター

地区センターの分館は市内に4施設



| | |
|----------|------|
| 豊岡地区 | 2 施設 |
| 宮寺・二本木地区 | 1 施設 |
| 藤沢地区 | 1 施設 |

令和10年度まで
利用できます

地区センター**分館**となる施設 ①

➤ 豊岡地区

豊岡第一地区センター分館

（扇町屋地区センター久保稻荷分館）

豊岡第三地区センター分館

（黒須地区センター高倉分館）

地区センター**分館**となる施設 ②

➤ 宮寺・二本木地区

宮寺・二本木地区センター分館

（宮寺・二本木地区センター二本木分館）

➤ 藤沢地区

藤沢第一地区センター分館

（藤沢地区センター藤の台分館）

支所機能とは？

- 住民票・戸籍等・市税関係の証明書
- 届出（住民異動、戸籍）
- 国民健康保険手続き
- マイナンバーカード
- コミュニティバス特別乗車証
- 印鑑登録・証明書
- 各種収納業務

公民館機能とは？

➤ 社会教育活動への支援

学びの場の提供 → サークル活動の支援

学びの機会の提供 → 事業の実施

(講演会、教室、文化祭、運動会、お祭り)

コミュニティの醸成

コミュニティ活動の担い手の発掘、人材の育成



自治振興支援機能とは？

- 区・自治会活動への支援
- 各地区区長会事務局
- 地域防犯活動への支援
- 地区内のコミュニティ活動団体への支援

～地区センターが各活動の「橋渡し役」となり新たな活動へ～

『市民活動で入間を元気に』



防災拠点機能とは？

➤ **平常時** **自主防災会との連携**
地域の防災体制の強化

➤ **発災時** **現場本部設置**

～扇町屋、東町、東藤沢に新たに設置～

避難場所、避難所の調整



福祉総合相談窓口機能とは？

➤ ICTの活用して庁内や他部署と連携します

「総合相談支援室」

「いるティーきっず」

ICT

…通信技術を使って、人やインターネット、人と人がつながる技術



地域包括支援センター機能とは？

地域包括支援センター

- 介護保険に関する相談支援
- 介護予防に関する支援、事業



開館日

➤開館 月～日曜日 8：30～22：00

★祝日と年末年始以外は開館します

★分館も同じ時間です

➤受付 月～土曜日 8：30～17：15



地区センター職員

➤地区センター長 1名

➤住民事務担当 概ね3～4名

支所機能 福祉総合相談窓口機能

➤地域づくり担当 概ね2～3名

公民館機能 自治振興支援機能 防災拠点機能



地区センター整備スケジュール

令和4年7月～
令和5年2月

地域包括支援センター複合化工事
(扇町屋公民館・金子公民館・宮寺公民館・藤沢公民館)

令和4年9月

地区センター設置条例上程・関係例規の改正

令和5年1月頃

利用団体向け説明会・市民周知（広報等）

令和5年3月

地域包括支援センター移設

令和5年4月

地区センター設置

令和5年4月 開設に向けて準備中！！

これからの地区センターをよろしくお願いします



学校におけるルールについて

1 校則の必要性について

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。必ず守らなければいけないルールであるという指導も大切だが、規則をやらせることのみでの指導ではなく、校則は一人一人の児童生徒に応じた適切な指導を行うための規準であり、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るよう指導を行っていくことが重要であることを児童生徒に理解させる必要がある。

2 現 状 （市内中学校で定められている校則）

| | |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 服装について | 制服の定義（男女別に決められたルール） 制服の着こなし方 ジャージ、体育着の着方、名札の着用について、靴下・靴のルールについて 防寒着について（コートやセーターのルール） 衣替え期間について ベルトについて |
| 持ち物 | 鞆について 不要物の持ち込みの禁止について 水筒のルールについて 危険物の持ち込み禁止について タブレットの使用について |
| 見た目について | 整髪料・ワックス等は、つけない。 パーマ、ツーブロック、脱色や染めることは禁止 化粧品、装飾品の禁止 |
| 登校時間等 | 登校から下校までの流れ 登校時間や下校時間について |
| 授業について | チャイム前に座る 授業準備について |
| 校内での安全について | 公共物を大切にすること。 他クラスへは出入りしない。自転車通学について |
| その他 | 礼儀について、職員室の入り方について、礼のやり方について、安全上のルール（入ってはいけない部屋など） 諸届けについて（欠席連絡などについて） |

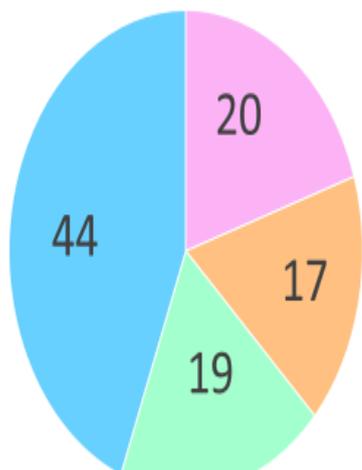
以上のような内容が学校においては規定されている。学校によっては積極的な生徒指導を目的として、校則を生徒総会などで変更している学校もある。（靴下の色を白だけではなく、黒・紺などでも構わないとする学校が増えてきている。）また校則には明記していないが、ジェンダー配慮の観点から制服については校則では決められているものの、内規として男女問わず制服の着用を許可している学校が多い。

3 校則の点検・見直しについて

校則の内容が、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているかどうかを学校の教育目標を踏まえて点検・確認し、必要に応じて見直しを行うことについて昨年度通知をしている。（令和3年9月30日付 教生指396号 令和3年度校則の点検・見直しに関する調査の実施結果の送付及び校則の点検・見直しの継続的取組について（通知））この通知の中では、①校則の点検・見直しに当たっては、児童生徒が話し合う場を設けたり、保護者アンケートを実施したりするなど、児童生徒や保護者の考えや意見を踏まえて行うこと。②必要に応じて地域の意見についても聞く機会を設けるように工夫をすること。③見直しを行った場合は、学校ホームページでの掲載、保護者宛て文書の発出などを行い、児童生徒及び保護者に適切に周知すること。などを学校に周知している。

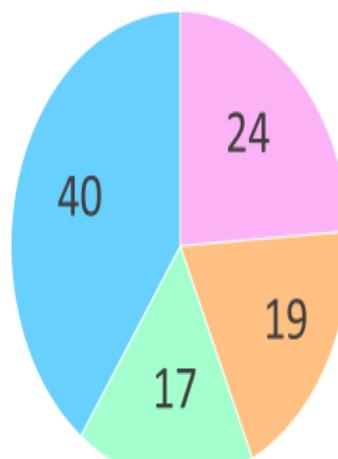
校則は学校生活を安心して送るための基本的な事項を定めたものであることから、入学前も含めて児童生徒・保護者と共通理解を図ることが重要であり、従って校則（又はその一部）を説明会等の資料として配付したり、学校ホームページに掲載したりするなど、学校の実情に応じて、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つ機会を設けることが大切であることを周知している。

R3 入間市小学生タブレットアンケート
変えたい校則がある



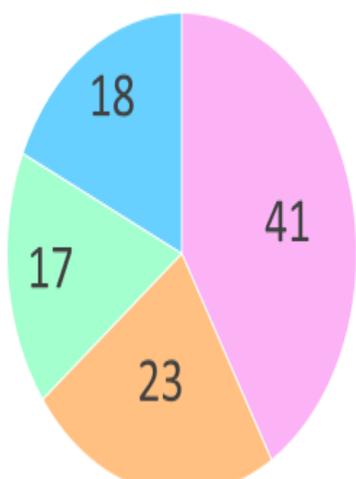
■ そう思う ■ どちらか、そう思う ■ どちらか、そう思わない ■ そう思わない

R4 入間市小学生タブレットアンケート
変えたい校則がある



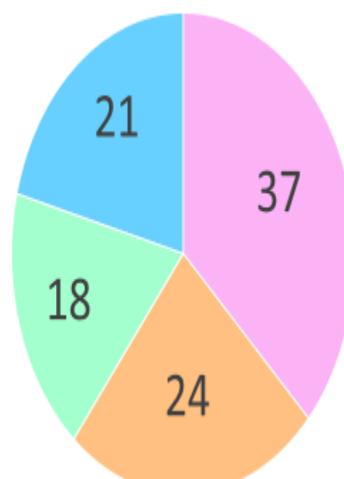
■ そう思う ■ どちらか、そう思う ■ どちらか、そう思わない ■ そう思わない

R3 入間市中学生タブレットアンケート
変えたい校則がある



■ そう思う ■ どちらか、そう思う ■ どちらか、そう思わない ■ そう思わない

R4 入間市中学生タブレットアンケート
変えたい校則がある



■ そう思う ■ どちらか、そう思う ■ どちらか、そう思わない ■ そう思わない